

平成28年第8回佐渡市議会定例会会議録（第5号）

平成28年12月12日（月曜日）

議事日程（第5号）

平成28年12月12日（月）午前10時00分開議

第1 一般質問

第2 議案第169号

第3 議案第164号から議案第168号まで、議案第170号から議案第180号まで

第4 特定有人国境離島運賃低廉化検討特別委員会の報告

第5 発議案第12号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22名）

1番	北	啓	君	2番	宇	治	沙耶	花	君
3番	室岡	啓	史	君	4番	広	瀬	大海	君
5番	上杉	育	子	君	6番	山	田	伸之	君
7番	荒井	眞	理	君	8番	駒	形	信雄	君
9番	渡辺	慎	一	君	10番	坂	下	善英	君
11番	大森	幸	平	君	12番	高	野	庄嗣	君
13番	中川	直	美	君	14番	中	川	隆一	君
15番	中村	良	夫	君	16番	佐	藤	孝	君
17番	猪股	文	彦	君	18番	近	藤	和義	君
19番	祝	優	雄	君	20番	竹	内	道廣	君
21番	金田	淳	一	君	22番	岩	崎	隆寿	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	三浦	基裕	君	副市長	藤木	則夫	君
副市長	伊藤	光	君	教育長	児玉	勝巳	君
総合政策監	池町	円	君	会計管理者兼会計課長	原田	道夫	君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	渡邊	裕次	君	総合政策課長	渡辺	竜五	君

行政改革長	源	田	俊	夫	君	世界遺産推進課長	安	藤	信	義	君
財務課長	池	野	良	夫	君	地域振興課長	加	藤	留	美子	君
交通政策長	本	間		聡	君	市民生活課長	中	川		宏	君
税務課長	坂	田	和	三	君	環境対策課長	鍵	谷	繁	樹	君
社会福祉課長	市	橋	法	子	君	高齢福祉課長	後	藤	友	二	君
農林水産課長	伊	藤	浩	二	君	観光振興課長	大	橋	幸	喜	君
産業振興課長	市	橋	秀	紀	君	建設課長	清	水	正	人	君
上下水道長	野	尻	純	一	君	学校教員育長	吉	田		泉	君
社会教育課長	越	前	範	行	君	両津病院院長	小	路		昭	君
選挙管理委員長	斎	藤		正	君	監査事務局員長	計	良	隆	弘	君
消防長	中	川	義	弘	君	危機管理幹事	中	原	岳	史	君
庁舎整備幹事	猪	股	雄	司	君	財契約事務課長	夏	井	利	巳	君
農業政策幹事	渡	部	一	男	君						

事務局職員出席者

事務局長	村	川	一	博	君	事務局次長	本	間	智	子	君
議事調査係	太	田	一	人	君	議事調査係	杉	山	雅	浩	君

平成28年第8回（12月）定例会 一般質問通告表（12月12日）

順	質 問 事 項	質 問 者
13	1 行政運営と問題点 (1) 市長の行政運営の手法と公務員の守秘義務及び個人情報管理のあり方について (2) 行政組織再編と支所機能強化及び外郭団体である佐渡観光協会や佐渡市社会福祉協議会等のあり方について 2 医療福祉事業の取組みについて (1) 県の医療圏のあり方と市立病院運営の問題点 (2) 医療と温泉・健康と温泉・温泉と福祉というように、温泉を健康維持の中心に置き活用を考えてはどうか 3 離島の問題点と交通体系のあり方について (1) 佐渡市の佐渡汽船支援のあり方について (2) 島内交通のあり方と問題点 (3) 有人国境離島特別措置法活用のポイント	祝 優 雄
14	1 北方領土問題に対する市長見解 2 コメ30年問題に対する市の対応 3 佐渡生乳プラント建設に対する対応 4 平成29年度の行政組織編成方針 5 認知症高齢者対策 6 新佐渡空港整備の進捗状況 7 危険空家対策 8 猫の殺処分ゼロを目指す取組 9 グラウンドゴルフに対する支援 10 本庁舎建設について	近 藤 和 義

午前10時00分 開議

○議長（岩崎隆寿君） おはようございます。ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（岩崎隆寿君） 日程第1、一般質問を行います。

質問並びに答弁は、簡潔に行うようお願いします。

祝優雄君の一般質問を許します。

祝優雄君。

〔19番 祝 優雄君登壇〕

○19番（祝 優雄君） おはようございます。ご指名を受けましたので、一般質問を行わせていただきます。

三浦市長が4月に誕生して、6月議会の冒頭で所信表明を述べましたが、その中で佐渡の現状と現在進行中の課題を述べた後、「このような現状を打破していくには、雇用の創出や、お金を生む公共投資などによる内需の喚起、交流人口の拡大による「外貨の獲得」を目指さなければなりません。そのために「徹底した行財政改革」、「官民が連携しての地場産業の育成と拡大」、「観光資源の強化・創造による、また行きたい島作り」、「世代バランスの是正」を4つの柱として取り組んでいきます」と述べました。このことに私は全く違和感はありません。そして、続けて、行政改革、庁舎建設について、「市民目線で検証と検討を行います」、次に「活気ある行政組織の実現と迅速かつ的確な決定ができる体制づくりに取り組みます。そのために、トップダウンによる行政運営ではなく、職員自らが考えた意見を広く吸い上げるボトムアップ方式への転換を図り、活発な議論が展開できる風通しのよい職場づくりを目指します」、3点目は「市民の声が届く行政を目指します」、4点目は「ガラス張りの行政運営に努め、「市民は株主」であるとの意識を徹底し、公共施設のランニングコストを含め、一層の情報公開に努めます」、5点目として「職員の意識改革の断行を行います。前例踏襲ではなく、常に意識を持って業務に臨み、質の高い行政サービスの実現を目指します」、このように市政の基本方針を述べ、また現在組織改革など具体的に動き出しているように感じます。矢継ぎ早の提案と問題提起に、現場では戸惑いが生じているようにも感じております。誤解を招いている面もあるように思います。踏み込んだ説明がいただければ幸いです。そして、続けて、支所機能の強化、外郭団体、そして公務員の守秘義務、個人情報などについては、再質問の中で具体的にお尋ねしたいと思います。

次に、医療福祉事業の取り組みについてお尋ねをいたします。市立病院の相川病院、両津病院は、佐渡の医療を担い、地域住民に寄り添いながら医療を提供してきましたが、今後も従来と同じ役割が求められるのか、その存在意義について、診療科目を含め、今後の地域医療のあり方を検討する必要があると思います。また、一方では高齢化も進み、腰痛など多くの患者が存在しますが、整形外科の常勤医の確保が難しく、住民の熱望に応えられていないという現実があります。離島や過疎地域の病院運営には、医師を始め医療技術者の確保が最大の課題と言われております。医師、医療技術者確保にどのような成果があらわれているのか。一方、離島の特性から地域医療を担う相川病院、両津病院は必要度が高く、住民から評価されている病院であります。市長は、離島の医療のあり方、市立病院の運営、今後の離島佐渡の医療展開

をどのように考えているのか、お聞かせをいただきたい。

次に、離島航路のあり方についてお尋ねをいたします。国は議員発議による離島振興法など特別措置法で離島対策に取り組んでおりますが、離島と本土との格差の是正ができるものにはなっておりません。特に航路は離島に住む者として生命線であり、人も物も文化も全てのものが航路を使わなければ島民には届きません。現在、独占的に航路運営を任せている佐渡汽船の経営姿勢に、島民は佐渡海峡以上の隔たりを感じております。佐渡に住む限り、永遠の課題でもある航路運営について、市長はどのように思い、どのような改革をしていこうとしているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（岩崎隆寿君） 祝優雄君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、祝議員の一般質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の新庁舎建設につきましては、支所及び行政サービスセンターを含めた佐渡市全体の庁舎整備について再検討をした結果、今急いで庁舎を建てるのではなく、可能な限り現庁舎を活用することで、できるだけ借金をふやすことなく、将来的にそのときの事情に合わせた庁舎整備計画をするべきだと考えております。現在整備中の支所及び行政サービスセンターにおきましては、サービス範囲の拡大に重点を置き、現本庁舎は65年を目標耐用年数とし、予防保全を実施していきたいと思っております。また、本庁機能の分散配置による移動ロスについては、検証の結果、約900万円程度という試算になりましたが、今後もペーパーレスや電子決済等事務効率の改善によりコスト削減を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、活気ある行政組織の実現と迅速かつ的確な意思決定ができる体制づくりについてでございます。職員間、各課間での活発な議論ができる風通しのよい職場づくりに加え、スピード感を持って多種多様なニーズに対応できる組織づくりをつくらなければいけないと考えております。まず、本年は、副市長2人制を採用させていただきました。所管部門分担による的確な指導調整に加え、庁議、課長との政策会議やプロジェクトチームの活用等により、活発な意見交換を踏まえてスピード感を持った対応を進めるよう努力をしております。新年度につきましては、本庁の部制採用により、迅速かつ的確な情報の把握と共有により、スピードのある施策の遂行を行うとともに職員間、各課の間の連携を密にすることにより、的確な運用を行ってまいりたいと考えております。

次に、市民の声が届く行政についてでございますが、現在担当副市長が地域拠点である支所、行政サービスセンターと本庁との連絡調整機能の充実を図りながら地域の意見、要望を支所等が積極的に把握し、その情報と対策を市長、副市長、課長、支所長等が共有できる仕組みづくりを進めております。

次に、ガラス張りの行政運営についてですが、各種施設や計画のホームページ等での公表に加え、附属機関等についても会議録の公開に係る取り扱いを9月に統一いたしました。佐渡市の行政施策や事業結果を公表することにより、さらに情報公開を進めてまいりたいと考えています。

職員の意識改革の断行につきましては、職員には対話や意見交換を重視し、身近に意見交換できる体制をつくることを庁議等で議論し、進めているところでございます。今後さらに課題を共有するとともに、新たな工夫を生み出す意識の醸成を図ってまいりたいと考えています。

次に、医療圏の問題についてでございます。他の地域との医療連携が困難かつ医療資源の少ない佐渡市におきましては、佐渡総合病院を中心とした専門医療と日常的な総合診療の連携で市民の安心、安全を守ることが必要であると考えています。両津病院、相川病院を始めとした4つの地域医療病院がそれぞれの地域の医療拠点としての役割を果たしていけるように考えなければいけないと思っております。そのため、その構想を盛り込んだ佐渡市医療構想を医療計画に関する意見を求めるために新潟県が開催する地域医療連絡協議会に提出したところであります。なお、医師や医療技術者確保につきましては、医療資源の偏在化などが進み、その確保はますます難しい課題となっておりますが、佐渡総合病院との連携を図ったり、大学からの派遣を促進していきたいと思っております。また、将来の医療技術者を確保するため奨学金制度も設けておりますが、その現状につきましては市民生活課長のほうから説明させます。

次に、航路につきましては、市民の利便性の向上、島内産業の島外販売強化へ向けて有人国境離島特別措置法の成立に伴い新たに創設される地域社会維持推進交付金や離島活性化交付金の支援制度を積極的に活用し、人、物の航路運賃の低廉化、利便性の向上を図ってまいります。また、観光誘客や交流人口の拡大、外貨獲得などの産業の振興を図る上で島外からの航路運賃の高さが常に障害となっております。この課題を解決するためには、まず佐渡汽船自らの経営努力により島外からの航路運賃を低廉化させるとともに県に対して従来の赤字補填的な支援のみならず、観光誘客、交流人口の拡大に向けた事業や島外からの運賃を低廉化させる支援を強く求めていきたいと考えております。

以上で私のほうからの答弁を終わります。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

中川市民生活課長。

○市民生活課長（中川 宏君） ご説明申し上げます。

医療技術者の奨学金の資金貸与事業につきまして、合併をしてから今年度まで12名の方が資金の利用をしております。そのうち、8名は現在も在学中でございます。既に卒業した4名のうち、2名が佐渡市の医療機関に従事をされております。主な職種としましては、看護師、薬剤師、理学療法士等になっております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） そうすると、今市民生活課長が言われたその12名の人の中で2名帰ってきたというの。2名、薬剤師さんと理学療法士。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

中川市民生活課長。

○市民生活課長（中川 宏君） 済みません、説明がわかりづらくて。2名帰ってきておりますが、その2名につきましては看護師と理学療法士になります。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） それでは、まず医療と福祉というところから少し質問を進めてみたいと思いますが、

両津病院と相川病院は佐渡医療圏の中で本当によく地域医療に取り組んでくれているというふうに思うのです。ところが、県の関係というのが非常に私自身としておかしいと思っているのです。県は、13あった医療圏を交通体系、そしてまた医療機関の連携、町村合併などで7つの医療圏に新しくしました。私は何度もここで指摘をするのだけれども、その中で県立病院を持たないのは佐渡医療圏だけなのです。ここで何が問題があるかという、県は政策医療の充実をさせるために地域保健医療計画をつくったと言っています。その政策医療を進める、そして医療を充実させるためのこの計画を立てる、そしてその中心の医療機関が佐渡にはない。結果としてこの政策医療というのはどういうふうに市長自身理解をされて、どういうふうに進めることがいいと思っておられますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 今議員ご指摘のとおり、佐渡の医療圏だけ県立病院がございませんし、今後も県として佐渡に県立病院を設置するという方向性は持っていないという状況だと思います。実際にその県立病院佐渡でつくるといふ部分においてはなかなか難しい部分があると思いますが、市立病院への支援も含めて県の方に対しては逆にその辺の医療圏の一つでありますから、その医療の支援体制については財政的な強い支援を求めているかならないものと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） 私が今聞いたのは、国の基本政策、医療政策というものがあるのです。それを充実させていくために県は計画をつくったと言っている。ですから、その根幹にある政策医療というものを理解しないと次のところへ私は行かないと思っているのです。それで私はその政策医療というのはどういうふうなものなのですかと今お尋ねしたのです。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） ざっくり言えば、大きく地方においてもしっかりと行き届いた形の医療体制を整えるということが前提になっていると思います。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） この医療政策というのは、部長はわかりますよね。ちょっと報告して。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） ご説明いたします。

今ほど市長がおっしゃったように、医療を必要とされる方が全国あまねく同じ医療を受けられるということが政策として求められていると思います。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） 藤木副市長、国の政策医療というののちょっと報告できませんか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

藤木副市長。

○副市長（藤木則夫君） ご答弁させていただきます。

ご案内のとおり、今現在新しい医療法の規定に基づきまして、各都道府県で地域医療構想をつくるという構想が進んでいるところでございます。現在の日本全体を見ますと、医療機関の機能を見ますと、いわゆる看護師の配置の多い7対1配置とか10対1配置という急性期医療を行う病院が非常に多くて、逆にこれから超高齢化が進んでくるときに必要な回復期あるいは慢性期の病院と、あるいは在宅医療を担う医療機関が少ないということになっておりますので、そういうこれからの高齢化社会に適した機能を持つ病床を確保していくと。どちらかという、急性期から回復期あるいは慢性期に移行していくという大きな高齢社会対応の医療機関あるいは病床機能を持つように地域の医療機関のバランスを配置していくというのが大きな方向かというふうに存じております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） 私が聞いているのは、医療の分担ということなのです。国が政策医療として出しているのは20の分類があって、そして4本に分けてあるのです。そうすると、国がその分担を持ちますよと、それを実行するために県が医療計画をつくりますよということなのです。そして、佐渡市はその計画の中でどうするのですかと。今市長が言われた島民の安全、安心をどう守っていくのですかと。根幹ですから、私は国の政策医療というのをお尋ねしたのです。そこのところをやはりしっかり理解をしていただきたいというふうに思います、これ以上私言いませんけれども。

そこで、佐渡市の医療の基本的なことをまずお尋ねをいたしますが、この医療圏の中で2次医療圏というのはなるべくこの中で医療が完結できるという医療圏ですよね、2次医療圏って。佐渡の場合、佐渡医療圏の中で緊急、救急、こういう場合にどの程度この島内で処理ができなくて本土に搬送するという例を持っておりますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

藤木副市長。

○副市長（藤木則夫君） ご答弁申し上げます。たまたま手元に資料を持っておりましたので、私のほうからご説明をさせていただきます。

現在、新潟県地域医療構想の素案というものが新潟県のほうでパブリックコメントに出されております。その中での資料の一部でございますけれども、例えば悪性新生物、がんの患者さんでございますが、入院動向見ますと佐渡に住んでおられる方の25.3%が新潟圏域に入院されていると。佐渡圏域で73.3%は入院されているということになっております。あと、例えば脳血管疾患に関しますと、佐渡にお住まいの方の7.6%が新潟圏域の病院に入っておられると。佐渡の病院に入院される方が92.4%。同じように心疾患についても、佐渡にお住まいの方の7.3%が新潟圏域に入院されておまして、92.7%の方が佐渡圏域に入院されていると。それから、糖尿病の患者さんに関しては、佐渡島内にお住まいの方の100%の方が佐渡圏域の医療機関に入院されているというふうなデータが今公表されているというふうに存じております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） これ市長、やはり数字をきちっと押さえましょう。というのは、今状況がどうなのかというのは数字が一番わかるわけですから。今の総体的な議論ではなくて、やっぱり個々のもの、今どういう状況の中で医療が不足しているのかというのはそこにあらわれるわけですから、まず数字を押さえることをしっかりやってください。

そして、私は何を言いたいかというと、県は佐渡を見捨てているのです。いわゆる県民扱いしていない。最も重要なのは離島過疎なのです。そこにどう医療がかかわっていくのかということが安全、安心の根幹なのです。ですから、この佐渡でどうしても処理ができないというのは、対応できない場合には本土に搬送しなければならない。その場合に、県はドクターヘリを配置したからと言うのです。佐渡総合病院のあのドクターヘリというか、ヘリポート、これはどのヘリコプターが使えるのですか。全部のヘリコプター使えるのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

中川市民生活課長。

○市民生活課長（中川 宏君） ご説明申し上げます。

県が配置しておりますドクターヘリが着地できますし、それから場合によっては県警のヘリコプター、あと消防庁が所管しております消防のヘリコプターの3種類が離発着できることになっております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） これ正確にそれを調べておいてください。というのは、あのヘリポートは登録したものしか離発着できないのです。そういうヘリポートなのです。ですから、県はあの部分にだけお金を出しまして、ほかは一切金出していません。ですから、それもいろいろのところで議論があるところですが、そういう状況なので、とにかく緊急事態ですから、どこのヘリコプターも使えるというものではありません。登録したものだけですから、私は今言われた県の所有物ぐらいなのだろうと思うのです。ところが、離島の場合には気象条件によってはヘリコプター、いわゆる今のドクターヘリは飛べない状況というの何度かあるわけです。その場合にはどういう対応をして患者さんを搬送するのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

中川消防長。

○消防長（中川義弘君） ご説明いたします。

気象等により、ドクターヘリ、それから防災ヘリコプター等が飛べない場合は、カーフェリーまたはジェットフォイル等の搬送になります。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） 今の消防長の話だと、船がとまると全く行けないということなのです。そういうことでは、防災の関係の人はどう思っているの。こういう場合の緊急事態はどう対応するようにしてある。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

中原危機管理主幹。

○危機管理主幹（中原岳史君） お答えします。

どうしても各ヘリコプターが使えないというような場合、例によっては自衛隊へ依頼すると、海上保安庁へ依頼するというようなことでお願いする方法があるかと思います。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） 自衛隊の救難ヘリコプターしかないのです。ですから、この対応を今のような、防災担当がこんな感覚では困ります。災害時だけではないのです。緊急事態というのはもっと幅が広いですから、いわゆる患者さんの搬送についてもその辺はきちっと連携がとれるようにシミュレーションしておいてください。そして、自衛隊のいわゆる救難隊へお願いをしました。佐渡空港が使えますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

本間交通政策課長。

○交通政策課長（本間 聡君） 現在の佐渡空港は、通常着陸につきましては重量制限がございますが、緊急時につきましては県条例で離着陸ができるということになっております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） この緊急事態で対応できるのも、知事の許可がなければだめなのです。それを条例改正はしてもらいました。しかし、知事が不在の場合もあれば、緊急事態ですから、対応がとれないときというのはあるのだと思うのです。こういう場合にはどうするのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

本間交通政策課長。

○交通政策課長（本間 聡君） 県条例の中ですので、知事の権限の中で代理者を立てるという形になります。現時点の県条例の中では、市長が依頼して、市長が権限を持つということはありません。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） これは市長、県に正式なルートで申し込んでください。というのは、この佐渡空港にある県条例というのは、佐渡空港だけなのです。ほかの空港に当てはまるものではないのです。これはおりられないということなのです、実は。これは、車輪の大きさ、重さでおりられないのです。ところが、緊急事態のときにはおかしいから条例改正してくれということでやったのです。そうしたら、知事の許可というだけなの。これは、佐渡空港は佐渡にあるのですから、空港設置、ある市町村の長にも権限を与えてもらうように条例改正させてください。これは、正式なルートで申し込んでください。これは緊急事態対応ですから、ここの市長にも許可権限があるというふうに変えてもらいたいのです。それひとつお願いをしておきます。

この場合、全く手が出ないというときにどうするか。今1カ所だけあるわけです。第46警戒隊。佐渡分屯基地にはヘリポートを持っていますから、ここのヘリポートを使う以外にない。ですから、自衛隊の救

難隊にお願いをします。そのときはここに連絡事務所もありますから、そことの連携、自衛隊との連携、これを密にしておかないとだめなのです。ですから、そのことを日ごろそういうシミュレーションしながら緊急事態対応の準備をしておいてください。これは絶対に必要ですから。あすあるということではないけれども、いつあるかわからない。この場合の対応。特に離島ですから、気象条件によってどう変わるかわからない。そういう状況のために大型のヘリコプターが使えるといえば救難ヘリコプターしかありませんから、この対応は市長が出動要請できるのですから、そういう対応のシミュレーションをまずひとつしておいてください。

それで、総論は私もうやめますが、この病院を今後運営していく上で何が問題なのだろうか、そのところに私は集中した質問を今回つくったつもりなのですが、こんな話に実はなっていました。そこで、市長に離島の医療対応、これについてどういうふうにしておくことが、どうすることが住民の安全、安心を守ることになるのか、市長の基本的な考え方だけ聞かせてください。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 基本的な部分だけ言いますと、一番大事なのは圧倒的に医師の確保の問題だと思います。これ特に今佐渡総合病院とかは新潟大学と連携しての医師派遣をいただいています。市立病院におきましては両津病院、相川病院ともちゃんと計画立てた医師の確保というものが完全にできておりません。看護師さんの不足ももちろんですが、まずはきっちり医師を確保、島内で常駐の医師をどこまで確保できるかというのが一番大事な部分だと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） 具体的に市立病院の問題点についてお尋ねをいたしますが、実はきょう両津病院の院長にも出席をお願いをしておりましたが、緊急事態がいわゆる患者さんのところで出てきたということで欠席だそうですので、それはそれでいいのですが、市長は就任以来、相川病院と両津病院を直接訪問したことがありますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 両方ともぞいたことはありますが、いわゆるちゃんとそこにいる医師の皆さんと打ち合わせ等をするためにということでは行っておりません。打ち合わせ等は、役所のほうでさせていただいております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） まず、市長、現場を見てください。病院を建てようと言っているのですから、やはり現場を見て、そして状況把握をしながら、こういう状況ではだめだなということでの議論をしなければならぬと思うのです。ですから、まず病院の状況を確認をしていただきたいと思います。両津病院と相川病院というのは、救急指定病院なのです。そして、医師不足の中で診療時間外の不急な診療にも対応してくれているのです。佐渡は開業医が極端に少ないので、いわゆる病院にこういう形の負担がかかっていっ

ているというのが実情なのです。ですから、両津病院、相川病院の院長さんや医師と直接お会いをして、現場の話を聞いた中でいい知恵も私は出てくるのではないかと思うのです。そして、いいことも、いろいろな場面のことも教えていただけるのではないかと思いますので、まずそのことをお願いをしておきます。

そこで、具体的になりますが、今回決算審査特別委員会、今後この議会で報告ありますけれども、私はうれしかったのは、普通決算審査特別委員会の報告書というのは褒めることはほとんどないのです。ところが、病院会計のところに褒め言葉があるのです。相川病院の患者さんも入院患者も減ってくるのだけれども、収益のところで努力の跡が見えるということで、私はこんな意見見たことがないのですけれども、こういう形で褒められる、これは両津病院管理部長、どうして褒められたの。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） ご説明いたします。

相川病院の場合、昨年院外処方というものを始めまして、調剤薬局のほうに処方箋を出すようにいたしました。それで急激に収支がよくなったということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） そうすると、外来患者さんが2万652人。この処方箋は何枚出ているのか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） 申しわけございません。処方箋の枚数の資料、きょう持ち合わせておりません。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） そうすると、決算の数字がつかめない。では、同じ状況で両津病院は、これ今院内処方で対応しておるようだけれども、これが院外処方に変った場合、収益は変わりますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） ご説明いたします。

本年から一部院外処方箋を発行しておりますが、全面的あるいは八、九割ぐらいを院外処方として出した場合、収支のシミュレーションはしましたが、収支的にはちょっと薬剤の購入価格のシミュレーションが割引率によって上下しますので、ちょっとこの場でははっきりとは数字的には申し上げられません。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） 全く言っていることがわかりません。説明は簡単なのです。私は決算審査特別委員会のときに、資料としてあなたのところから外来患者の処方箋の枚数何枚と、4万6,015枚。例えばこれが院外処方だったら幾らになるのか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） 済みません。シミュレーションの資料、きょう持ち合わせておりません。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） 今、院外処方にしたときに1枚68点ではないの、点数は。違うの。どうなのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） たしかそのような数字だったとは思いますが、はっきり覚えておりません。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） これ1点10円ですから、680円です。この数字を掛けたら3,200万円ぐらい出てくるのだ。収益が上がるわけです。そのほかに在庫管理などで出てくるのでしょうか。なぜ数字が上がることをやらないのですか。赤字なのでしょう。そうしたら収益が上がる方法をとるのが当たり前ではないか。全く私は考えられないのですよ、やっておることが。では、そのほかに、具体的に両津病院は薬剤管理指導の業務を申請しているのか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） 病棟の薬剤管理者。病棟ですね。はい、申請しております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） なぜ届け出をしないのですか。なぜ指定病院にならない。

〔「しています」と呼ぶ者あり〕

○19番（祝 優雄君） なっているの。本当。そうすると、ではそこからの収益というのはどのぐらいになったのか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） ご説明申し上げます。

正確な数字は覚えておりませんが、10万円とか20万円とか、そういった単位でございます、月々。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） それはやっていないのです。今は、薬剤指導の部分についてはどうなっているのか。20人以上の病床で薬剤師が2名以上。そして、月に2回まで。そして、今は1回について480点。結果として4,800円ということですよ、1回。そして、一月で2回までできるのでしょうか。あなたのところの入院患者数何人ですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） ご説明します。

日々50人少しで動いております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） あなたのところの報告書です。あなたのところの報告書で入院患者の総計は1万8,798人でしょう、年間。この数字に2回です。月2回4,800円を掛けたら幾らになるのだ。

○議長（岩崎隆寿君） 暫時休憩します。

午前10時48分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

説明を許します。

小路両津病院管理部長。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 暫時休憩します。

午前10時49分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） 単純に計算しますと9,000万円ほどになります。

〔「2回でしょう」と呼ぶ者あり〕

○両津病院管理部長（小路 昭君） はい。そういう計算ではなくて、入院した患者さんに対してですので、病院のほうのシミュレーションですと3,000万円ほどの収益アップは、全員の患者さんにした場合そのくらいの数字になるとたしかシミュレーションしました。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） 真面目にやっていないということなのだよ、要は。入院患者の1万8,000人という数字が全てを掛けるわけにはいかない。病床利用率の関係からすれば1日で2に勘定しておるところもあるから、それはできないのはよくわかるのだけれども、単純計算にして今言うように1回で9,000万円ぐらい、2回で1億8,000万円ぐらい上げられるのです。これが例えば80%になるとしても、あなた方のこれ処方箋を見ると74%になっているから。そういう形で見ても億を超える収益が上がってくるわけだ。それをやらないというのはどういうことなのです。経営をしていないということなのだ。どうしたら稼げる

のかと。患者さんをふやすことあなた方できないのだろう。そうしたらその中でどうやって稼いでいくかということを考えなければだめではないか。全くそれができていない。では、相川病院は指導の許可を受けているのか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） ご説明いたします。

以前受けておりましたが、ただいま薬剤師が1名のみになっておりますので、病棟には配置できないことになっております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） 相川病院は、今のところ要件を満たしていないのですね、薬剤師が1人だから。2人いたのが1人になったからできない。これ相川病院の入院の数でも出してみても、市長ちょっと計算してみてください。相川病院の患者総計が1万6,402人なのです。これに4,800円掛けてみてください。そうすると、この数字だけでも、1回でも7,800万円ぐらい出てくる。2回をどうする、やっていくよということになれば1億5,000万円ぐらいここでも出てくる。そうすると、今赤字会計だけれども、3億円ぐらい両方で黒字が出るのです。こういう努力を現場と一緒にやってもらいたい。やらなければ病院なんか建てる必要ないです。そこのところを私は今回鮮明にしたかったのです。そこをすることで病院建設に進んでいけるのです。ここのところを市長現場としっかり、1億5,000万円も稼げる可能性があるのなら薬剤師さんを1人雇えばいいではないか。全くそういう努力がないのです。そんなことで病院を建てますなどという話ではないでしょうが。全く私は論外だと思っている。

では、市長は今回建設するための委員会に予算をつけて、今委員会動いていますよね、人間、メンバーが出ましたから。これは、市長はこの委員会に対してこういう方向で検討してみてくださいかという内容的に諮問はしたのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

藤木副市長。

○副市長（藤木則夫君） ご答弁申し上げます。

私のほうが委員会の座長を務めさせてもらっておりますので、市長から両津病院の今後のあり方につきまして、まずは地域医療構想も踏まえた中でどのような病床の機能を持たせ、それから病床数はどの程度が適切なのかというところをまず議論をして、その上で今後の新しい病院の姿をつくっていくようにということで諮問を受けまして、その方向観で現在検討をさせてもらっております。

○議長（岩崎隆寿君） 暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

午前10時56分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

説明を許します。

藤木副市長。

○副市長（藤木則夫君） 済みません。ご答弁申し上げます。

私も先ほどの薬剤管理指導の話、詳細な解説書を持っているわけでもないのに、この場で正確には申し上げられませんかも知れませんが、先ほど議員からいただいた患者数は延べ患者数でございますので、365日の延べ患者数でございます。先ほどの管理料の算定というのは、議員からも月2回とかというふうな話がございます、延べ人数にその4,800円という単価を掛けてよいものなのかどうか、ちょっとこの場で私も一応正確には申し上げられませんけれども、それでよいのかどうか、実は済みません。私も今確たることは申し上げられませんけれども、延べ人数にその4,800円という単価を掛けてよろしいのか、あるいは月何回かしか算定できないということなのか、ちょっと定かでないというふうに思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） 藤木副市長、少なくとも議会は予算議決をするときに意見がついているのです。これは、医療と福祉ということを連携するようなことを考えてくださいよという意見がついているのです。今の病院が医療と福祉を連携した一体的になっているからです。私はこれを進めてきた段階でこれが一番いい。そうしたら、今そういう形で各所で進めつつある先端的な形をとっているのです。それで議会側は遵守をしてくださいよという意見をつけたわけですから、そうしたらそのことは少なくとも委員会には諮問すべきです。これからでも遅くないですから、きちっとそれを伝えて諮問、検討をしておいてください。それはお願いをまずしておきます。

そこで、今の両津病院、患者さんの年齢構成というのはわかりますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） 七、八十%以上が65歳以上ということです。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） これも正確につかんでいない。そうすると、半径2キロ圏内の患者さんの比率はどんなものですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） 2キロ圏内ということでは数字はつかんでおりませんが、旧両津市の利用者の方が8割というところです。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） 市長、病院を建てる時、病院ばかりではないのです。やはりこのシミュレーションという調査も非常に重要です。年齢構成がわからない、そしてどういう患者さんがここに集まってくるかという状況もつかめない、そういうことで病院建設に向かうということにはなりません。まず、

診療科目をどうするのかというのは、そういうところから始まっていくのです。ですから、そのところを正確に押さえるという形の中で診療科目も決まってくるし、機能も決まってくるし、この場所でいいのかどうかということも出てくるのです。そのことは市長どう考えておりますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 当初この外部の関係、外部の委員さんを諮問してやる予定だった部分は、基本的には両津病院の建てかえの建設構想をということだったものを、それは違うと、まずは両津病院の今後将来的な医療構想、診療内容、規模等々まずそちらを確定した上でなければどのような病院を建てるかというものは決まらないはずなので、まずその医療構想を徹底して協議した上で固める、その上でまた建物の規模等は別途ということで、今回はあくまでも医療構想だけを中心に協議していただく予定で副市長に諮問しております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） これ医療構想もそうですけれども、やはり基本的なところを押さえた中で議論に入りませんと、ここのところ全くつかめていない。私は常任委員会で尋ねたら、医師の確保構想もないのです。病院ができると医師が集まるというのです。そんなことなんかあり得ないでしょう。では、どうするのかというところも大きなテーマなのです。そこが全くできていない。ということは、基本ができていないということなのです。ですから、そのところを正確に対応しておかないと私はなかなかうまくいかないだろうなというふうに思います。特にお年寄りの多い地域ですから、どういう形が今一番ベストなのかというところをつかまえながら私は対応していきたいと思うし、していつていただきたいと思います。

きょうはここで医療関係についてはおしまいにしますが、市長も佐渡の経済の中で外貨を獲得しなければならない。それは、やはり大きなウエートを占めるのは観光だと思うのです。今、佐渡観光で何が一番欠けておると思いますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 説明させていただきます。

一番欠けている、非常にいろんな見方あると思いますが、現状で佐渡で欠けている1つは、これある程度もっとあるはずの観光資源の掘り起こしがまだ足りていない。これが1つでございます。もう1つは、ターゲティング等々絞りながら、どのように佐渡の観光資源を周知、告知していくかというPR政策についての工夫も今後変えていかなければいけない。この2点がこれから一番懸案、課題だと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） 佐渡の場合は素材もあるし、今のような課題も見えているわけです。簡単だと思うのです。人が来ないのです。これが最大の要因です。どうしたら人を寄せてくるのか。資源もある、では原因もわかっておるけれども、人が来ないというのは努力が足りないということではないですか。手法が違うということではないのですか。違いますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 議員ご指摘のとおり、これまでの従来型の手法はかなり変えていって、その部分のPR等の方法論も大幅に改革していく必要があると考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） ちょうど市長は、機構改革を今提案しています。やはりこの時期が一番タイミングとしていいのだと思うのです。観光協会という団体に相当の部分を佐渡市は事業委託をしているのです。この事業委託は、全部市に持ってきてしまいましょう。観光協会はお客さんをどうしたら連れてくるか、誘客に専念させませんか。観光協会というのは、旅行業の免許持っているのです。そうしたらお客さんを連れてくるのが仕事ではないですか。まずそれに特化させる。今は市からの委託事業であっぴあっぴあしているのです。そうではなくて、これはこれでやる。観光協会については、ことしも観光協会通年予算にしてあるよね。だとして通年動けるようにしてあるのだから、誘客に年間動くと、そういうふうにならず変えるべきだと思うのですが、どうですか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 以前からお話が、DMOの問題等々もございますので、観光協会と市とのかかわり方、新たな今後の観光誘客へ向かう戦略等々も含めて、非常にこれまでの従来型から脱皮してあれするタイミングだというのは議員ご指摘のとおりだと思います。今週も含めてまた観光協会側とも意見交換会を行いますし、今後のこれまで従来型からの脱皮へ、どういう部分で、どういう切り分け、どういう役割分担が最もベターなのかというものも、今随時観光協会サイド等も含めて意見交換会を続けさせていただいております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） 具体的な動きをしなければいつまでたっても、話し合いしているうちに島内業者さんみんな死んでしまいます。ですから、ここはどうするのか、お客さんを連れてくる以外なければ誘客に動く以外ないではないですか。

そして、もう一つは、私は観光行政の中に誘客専門の係をつくってほしい。というのは、行政は行政でなければ行けないとか、行きにくいところがあるのです。例えば議会の行政視察なんかはそうなのです。役所の職員が誘客に動いてきたということになれば行きやすいし、受け入れやすい。私が議長になったときにすぐ市長にお願いをして、連名で全国の市町村に、議会事務局に誘客の行政視察の案内を出したのだ。ふえたのです。もうことしあたりはがたっと減ってきている。これもお客さんなのです。大事なお客さんなので、こういう形で行政は行きやすいところもあるから、行政は行政。これに観光協会行けと言ったって行けないのです。それから、修学旅行です。これについても、行政の担当が動くというのは非常に行きやすい。ですから、こういう体系をつくって、私はこの組織の中にも観光誘客部というのをつくったっていいと思う。こういう覚悟を持って取り組んでいただきたい。どうです。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） お答えします。

行政ならではの営業できる部分はもちろんあると思います。今議員ご指摘の部分なんかはそうだと思いますし、逆に行政サイドの人間では全く苦手な部分、対民間、対一般大衆については、多分行政はその営業手法は持ち得ていないと思います。そういう意味でいいますと、行政の中で組織として担当を置くということよりも、従来型とはまた違った形になると思いますが、トータル別途の形でその辺が融合された営業組織をつくっていく必要はあると思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） これがまさしく市長が言う従来型ではない行政改革ではないですか。これは必ず成果が出ます。ですから、そういう形で意識を持って取り組んでいただく。そのことによって観光協会も目の色を変えるでしょう。そういう形で全体的な形が変わっていただきたい、こんなふうに思っておるものですから、取り組みをしっかりと考えてほしいなということです。

それから、佐渡汽船の話にしても、全く営業活動が実を結んでいない。もうやっていないと私思うのだけれども、言うとな怒られるから実を結んでいない。やはりこのことについても、もう真剣にやらなければならぬところへ来ています。

1つだけ提案をしておきますと、例えば今重荷になっている赤泊航路です。この航路は、本土との距離が一番短いのです。この距離を生かすのです。一番短いところに一番速い船を走らせたなら一番時間が短縮できるではないですか。そのことによって寺泊から長岡に輸送体制を整えることで、長岡から東京へ行く時間が一番短くなるのです。時間が短くなるということは、料金が安くなるということなのです。これは最大の売りになりませんか。そういう感覚が今佐渡汽船には残念ながらない。これはやはり協議をしていくべきだと思いますが、どう思いますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） お答えします。

今議員ご指摘の部分、まさにほとんどそのままのことを既に私のほうも佐渡汽船にはぶつけております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） 佐渡市で支援をしたカーフェリーのときも、高速フェリーのときも、全く誘客には効果をあらわしていないのです。あれだけの好材料を持ちながらそれを生かし切れない。しかも、カーフェリーをつくったときは、佐渡汽船も100周年です。大々的にホテルでパーティーを開きました。そこで、こんな好材料があるのだから今年はとって小川さん見えを切りました。お客さん来ない。来たのはエージェントを招待した数だけです。エージェントの人たちだけが来たのです。こういう現実なのです。ですから、ここはしっかり佐渡市側から、もう補助金出さないよと、こういう形で営業しなさいよと、努力をしなさいよということをしっかり伝えてほしいのですが、どうですか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 佐渡汽船、社長以下随時もうかなり複数回やりとりさせていただいております。それについてこちら側の考え方、いろいろ細かいところまで先方の経営サイドのほうにはお伝えしておりますし、先日も別個言ったかもしれませんが、今回県知事もかわりました。逆に言うと県からの佐渡汽船への考え方というものもやっぱり今までと大きく変わってもらわなければいけない。単純に最大株主である、よってもって基本的には見守るだけだが、赤字補填については一定の責任を持つという形でこれまで来ていましたが、最大株主であれば本来であればもっと誘客に対する工夫を施しながらそれに対する支援策を打ち出すということも非常に重要かと私は考えております。それについて新たな知事については、その部分の考え方についてしっかり意見を伝えて要請したいというふうに今考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） 今までも同じことを県に言ってきましたが、県は動きません。結果として50%の株を39%まで減らすことだけをただけです。というのは、何をしたか。増資をしたのです。自分は応じなかっただけです。しかし、権利と発言力だけはきちっと持っている。こういう形でありますから、このところ議員全員協議会なんかでもいろいろ佐渡市が推薦したのかどうか分かりませんが、佐渡から出た社外取締役がどうのという話まで出ていますけれども、全く変えられない状況です。ここをやはりきちっと変えていかないとこれは風穴があきませんから、そのところはどうしても、もう市長が動くと言えばこのことについて議会は誰も反対する者おりませんから、これをきちとした形で私は対応していただきたいというふうに思いますが、佐渡汽船についての嫌み、思いをもう一度言ってください。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 最初のほうのご指摘の部分については、今回複数期にわたって県政を担ってきた知事がかわり、新知事になったこのタイミングは、もう一回佐渡から先ほど説明させていただいた件を強くアプローチするいいタイミングにはなると。このチャンスはチャンスとして捉えて、頑張りたいと思っております。

あと、当然佐渡汽船さんそのものの考え方、意識の改革、営業改革も間違いなく必要だと思っております。その意味では、前回議会も含めた三者会議をやらせていただいたときも、これからはある程度頻繁に三者会議も含めて意見交換させていただきたいという意向も一緒に伝えさせていただきましたし、常に先方の社長のほうにも突然云々とかではなくて、常にぎっくばらんにしっかりそれぞれが考えているものを忌憚なく意見交換を通常できる環境を構築させていただきたい、その中でやりとりさせていただきたいということをお願いしております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） 佐渡汽船というのは、今まで私もずっと見てきましたけれども、したたかな組織ですから、ですから日本的に言えば根回しが非常にうまいし、したたかな組織ですので、その辺を頭の中に

置きながらまず対応していただきたいと思います。

それで、私きょうここで市長に質問しながら思いをちょっとメモしてみたのです。答弁をすることではないのですけれども、これ今までの経過を見てみて市長非常に強気で進めております。一辺倒だというふうに私は感じているのですが、その強さというのは時によっては柔軟性も必要だと思うのです。そして、しなやかさや、それから時にはぶれることも私は必要だと思うのです。それで、そういう中で自身の弱い面を見せるのも、これも勇気だと思うのです。そういう中で私は丸くなっていくのかなというふうに思います。非常に今双方とんがっておりますから、やはり私はそういうところを丸くしていく必要があるのだろうというふうに思います。

そして、私からのお願いは、一日も早く政策を我々に投げてください。そうしませんと何にも議論になりません。今のところ市長からの政策全くないのです。我々は、受け取っていないです。ですから、政策を一日も早く我々に投げてください、こういうふうに思います。これはお願いであります。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で祝優雄君の一般質問は終わりました。

ここで、昼食休憩といたします。

午前 11 時 20 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員長の報告

○議長（岩崎隆寿君） ここで、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、中川隆一君。

〔議会運営委員長 中川隆一君登壇〕

○議会運営委員長（中川隆一君） 先ほど議会運営委員会を開催し、今期定例会の会期日程の変更について協議いたしましたので、その結果についてご報告をいたします。

追加上程が予定されていた両津地区統合保育園の請負契約に係る議案上程のため、15日午前10時から本会議を開催いたします。なお、議案書は前日に配付をいたします。本会議散会後は、常任委員会審査を行います。

報告は以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） これで議会運営委員長の報告を終わります。

○議長（岩崎隆寿君） 近藤和義君の一般質問を許します。

近藤和義君。

〔18番 近藤和義君登壇〕

○18番（近藤和義君） 北方領土返還要求運動新潟県民会議及び関東甲信越ブロック会長の近藤和義であります。本定例会最後の一般質問をいたします。

近藤資料ナンバー 1、北方領土返還要求中央アピール行動、12月1日、東京、日比谷、銀座。これは、産経新聞、12月2日に掲載された写真です。北方領土返還を求め、デモ行進する参加者、1日、東京、日比谷。私が先頭で横断幕を持つの約500人の行進でした。左の記事、「北方領土解決を訴え、首相と面会」、その関連記事です。④番、新潟県の旗を持ってアピール行進、東京、銀座。街宣車とともに約2時間の行進をいたしました。②番、長谷川俊輔根室市長挨拶。決団式、日比谷公園野外音楽堂。⑤番、鶴保庸介北方対策担当大臣挨拶。⑥番、47都道府県から運動関係者等約500人参加。

近藤資料ナンバー 2、平成28年度都道府県民会議代表者全国会議、11月30日、秋葉原UD X。①番、北方領土問題対策協会挨拶。②番、内閣府の挨拶。③番、城野啓介外務省欧州局ロシア課事務官挨拶。彼は、日口首脳会談時の安倍総理専属通訳です。昨年、私と一緒に4島訪問に参加しました。安倍総理とプーチン大統領の二者会談、いわゆる秘密会談も全て彼が通訳をしています。いわゆる日本で最も水面下の交渉内容を知り得る人物です。④番、近藤和義関東甲信越ブロック会長の10都県の活動報告。⑤番、講演。⑥番、47都道府県代表者、手前は各事務局担当者です。事務局は、その多くが県職員です。現在、新潟県民会議も事務局を知事政策局国際企画課にお願いをしています。「北方領土問題」、今一人でも多くの方に知っていただきたい問題です。北方領土は、日本がどの国よりも早くその存在を知り、多くの日本人がこの地域に渡航し、生活をし、父祖伝来の地として受け継いできたもので、いまだかつて一度も外国の領土となったことがない我が国固有の領土であり、面積は佐渡島の約6倍です。中、割愛します。現在、北方領土が日本人が住むことができない日本の島となっていること、またそれにより日口の平和条約が結ばれていないこと、これが北方領土問題です。安倍晋三首相とプーチン大統領の首脳会談は、山口県長門市での会談が16回目となります。12月15日、16日のプーチン大統領訪日実現により、交渉は山場を迎えており、首脳同士のリーダーシップによる問題解決に向けた前進を切望するものであります。

近藤資料ナンバー 3、農業サミット参加報告。第19回全国農業担い手サミット in ぎふ。〔1〕、全体会です。11月10日、岐阜メモリアルセンター。①番、皇太子同妃両殿下ご臨席、ご挨拶。③、④番、参加者約2,500名。〔2〕、現地研修会。⑤番が情報交換会。服部秀洋下呂市長、中野憲太郎下呂市議会議長と水命館。⑥番、佐渡市認定農業者協議会参加者、7名でした。⑦番、下呂生まれのブランド米、銀の舂、左です。これはコシヒカリの突然変異で、コシヒカリ、右の1.5倍の大粒の米です。去年、お米日本一コンテスト金賞。同じく去年、新嘗祭に献納されています。米30年問題を目前にして、意欲ある前向きな取り組みや意見が多かったのが印象的でありました。

それでは、通告により質問します。1番、北方領土問題に対する市長見解。

2番、米30年問題に対する市の対応。

3番、佐渡生乳プラント建設に対する対応。

4番、平成29年度の行政組織編成方針。

5番、認知症高齢者対策。

6番、新佐渡空港整備の進捗状況。

7番、危険空き家対策。

8番、猫の殺処分ゼロを目指す取り組み。

9番、グラウンドゴルフに対する支援。

10番、本庁舎建設について。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（岩崎隆寿君） 近藤和義君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、近藤議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、北方領土問題でございます。北方4島などの領土問題につきましては基本的に国政の課題であります。以前にも申し上げましたとおり、過去の歴史から見ても日本固有の領土であると認識しております。現在、日中間での交渉が行われておりますので、その交渉の進捗を注視したいと思っております。

米30年問題に関しまして、国では生産数量配分は行わない方針であると聞いておりますが、情報収集を行うとともに対策について関係機関と検討を行っているところであります。また、あわせてJ A佐渡と一緒に30年問題について独自に検討作業を行っております。

佐渡生乳プラントへの対応ですが、施設整備に向けて事業費の見直しや有利な補助事業等について、県、そしてJ Aとさまざまな協議をしているところでございます。

平成29年度の行政組織編成方針ですが、今回の組織改編の大きな目的の一つは、迅速かつ的確に情報の把握と共有に努め、施策を決定し、遂行することです。部長職の設置もその一環であり、部長と課長との連携、部長と副市長、市長との連携も密にすることで情報の共有、迅速化を図り、ボトムアップ方式を的確に運用していきたいと考えております。

認知症対策につきましては、国で策定した新オレンジプランに基づき、増加する認知症患者の早期発見と状態に応じた適切なサービスの提供体制構築に向けて、平成25年度から認知症施策総合推進事業に取り組んでいるところであります。佐渡市では、医療機関や介護サービス等をつなぐ認知症地域支援推進員と嘱託医を配置し、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築に取り組んでおります。認知症の方やその家族への支援者として、物忘れ安心相談と認知症カフェを島内の7カ所で開催しております。また、複数の専門職が家庭を訪問し、初期の支援を集中的に行う認知症初期集中支援チームにより、早期診断、早期対応につなげる支援体制も整えております。

続いて、空港の整備の進捗状況でございますが、佐渡空港の拡張整備につきましては、最終局面での地権者交渉が難航しているため、早期の実現は困難な状況となっております。この状況を踏まえ、過去の経緯や手法など再検証して、引き続き地権者交渉に臨むとともに県との協議を重ねて事業化に向けた取り組みを進めてまいります。

危険空き家対策についてですが、危険空き家は所有者等に管理責任があることから、所有者等を特定した上でその所有者に対し空き家の適正管理や撤去等の改善策を講ずるよう指導しております。相続放棄等により所有者が確定できない場合は、必要に応じて不在者財産管理人の選任がされるよう相続関係者や関係法律事務所との折衝を行っています。空き家等が適正に管理されていないことにより周囲に危害を及ぼすおそれがある老朽危険廃屋等については、国の社会資本整備総合交付金の空き家再生等推進事業を活用し、解体撤去にかかる費用の補助を行っており、自主的な取り壊しの支援を行ってまいります。あわせて市では、他市の先進事例等を踏まえ、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、有識者等を委員と

する協議会を設置し、空家等対策計画の策定や特定空き家等の認定、その措置の検討を行うための体制整備を進めてまいります。

猫の殺処分ゼロについてです。新潟県内及び佐渡市内における引き取り猫の殺処分を含む死亡頭数の割合は減少傾向であり、所有者のいない猫の繁殖を抑制し、猫の殺処分削減を推進するため、猫を保護し、不妊、去勢手術を行うことは、生態系の維持及び地域住民の生活環境や衛生上の観点からも必要だと考えております。県では、平成28年5月から所有者のいない猫の不妊、去勢手術を補助金交付要綱により猫を保護し、動物病院等で手術を受けさせた個人または団体に対して手術費用の補助を行っております。全国的にも補助を実施する自治体では対象を飼い主がいない猫としている自治体が多く、不妊、去勢手術は飼い主の責務としている自治体が多いのが現状でございます。新潟県動物保護管理条例では飼い主の責務として動物を終生飼養する努力義務を定めており、今後も所有者のいない猫を減らすことが殺処分を減らすことにつながるものと考えますので、県と連携しながら猫の適正な飼育方法等の普及、啓発活動を進めたいと考えています。

グラウンドゴルフに対する支援でございますが、このたびの金井グラウンドゴルフクラブの皆さんの次年度の愛媛国体出場決定はまことにおめでとうございます。シニア世代の方々の仲間づくり、健康づくりの励みになる大変うれしいニュースでございます。市としましても、できる限りの支援をさせていただきたいと考えております。

最後に、本庁舎建設につきましては、本庁舎建設に関する住民投票条例を制定するよう市民から直接請求がありましたので、今定例議会において条例案を追加上程する予定であります。

以上で私の答弁を終わります。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） 再質問します。

市長は、米30年問題はどのような問題だと具体的に考えていますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） これまでのような減反調整の制度がなくなることで、米の生産調整そのものはほぼそれぞれの自由な形に基本的にはなるとのことだと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） 私たちが捉える30年問題は、減反政策が廃止になる、それはもちろんそうですが、民主党政権のときに国会を通して補助金制度をつくった所得補償制度があと1年でなくなってしまう、それが一番大きいと私は思っているのです。したがって、所得補償制度1万5,000円から始まって今7,500円、10アールですが、それがなくなると、しかも市長が今答弁された減反政策がなくなって米価が下落を始めると何が起きるかという、佐渡では大きな農家から廃業していきます、必ず。しかも、佐渡は市長ご案内と思いますが、県内30市町村の中で専業農家率が最も高い市です。そういう中で、具体的に市長は30年問題に対してどのように佐渡市は対応すればいいと考えておられますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 戸別所得補償制度、佐渡独自の部分も含めてどのように今後展開していくかというものも、さまざまな角度からもう一回見なければいけないと思いますし、平成30年度以降の問題につきましてはJ Aさんともいろんな形で、どのような農家支援策、農家を支える方策等も含めて細かな検討を少なくとも来年早急にしなければいけないと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） 近藤資料のナンバー3の⑥を見てください。農業サミットへ行きました、地域研修会です。生産組合の写真に写っているところへ行きました。私は驚きました。ずっと3年前から私が主張している皇室献上米ブランドを佐渡でとりたいと前市長も頑張っていたのですが、ここに、のぼりに皇室献上米と書いてあるのです。先ほど市長にお渡ししたパンフレットも皇室献上米書いてありますが、何だということで質問しました。そうしたら、去年新嘗祭に出したと。献納した。したがって、宮内庁の許可をとって皇室献上米をうたえることになったというふうな話でありました。佐渡でも当然新嘗祭に献納をしているわけですが、課長、今まで献納された例を答弁いただけますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡部農業政策主幹。

○農業政策主幹（渡部一男君） ご説明いたします。

佐渡から献納したものとしては、平成15年にアワ、平成21年にアワ、平成24年に米が献納されております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） それ以前にも、私の知人でも献納されています。平成13年以前はないのですね、データが。下呂市の何でも利用、活用して売り込みをかける、その精神、姿勢は評価できるのですが、私が以前から主張をしてとにかく実現したいと思っているのは、恒常的な皇室献上米なのです。柿とかいろんな農産物でも実施されていますが、佐渡のトキは天皇陛下が中国から預かった鳥でありまして、その名前を朱鷺認証米と、日本でここだけしか、佐渡だけしか持っていない名称でもありますし、これを宮内庁に交渉をして恒常的な皇室献上米、そのブランドを取得をしたいというのが私の主張でした。市長どう思いますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 恒常的に皇室献上米ということになれば非常に大きなブランド力のアップになると思いますし、非常に価値観の上昇についても大きい効果はあると思います。ただ、現状であります、私が担当課等からも報告受けている中では、日本でこれだけ産地の多いお米においては恒常的な皇室献上米ということでどこか1地域のお米を選択するという部分については、宮内庁サイドはなかなか難しい状況にあるという報告だけ受けております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） 環境省から宮内庁に声をかけてもらった時点で市長がかわったのですが、まだこれから交渉の余地は十分にあると私は思っているのです。

近藤資料のナンバー4を見てください。これは、日本農業新聞の12月2日の記事ですが、佐渡の米がお米番付に入賞しました。「仲川芳信さん出品のコシ、食のプロ絶賛」、銀座、京都の料亭で提供することになりまして、「日本お米向上委員会が主催するコンテスト「お米番付」で、新潟県佐渡市新保の仲川芳信さんの出品「コシヒカリ」が入賞」、「京都の祇園と東京の銀座の八代目儀兵衛で、「銀シャリ炊きたてご飯」として、生産者の紹介とともに提供される。また、ショッピングサイトでも販売する」と、こう書かれています。一番下の段ですが、「佐渡の米は粒がしっかりしている。島全体で統一した取り組みがされていて信頼できる」と評価されて書かれています。受賞した仲川さん私おつき合っているのですが、佐渡市の認定農業者の協議会の前の会長で、先般の農業サミットも同行、一緒でしたが、彼の米づくりは私など足元には及ばないわけなのですが、特にすばらしいものなのですが、私の今まで考えてきた、それから世間が評価する佐渡米は、日本でとにかく一番おいしいということは確かでありますし、先ほど農業政策主幹から渡された斎藤真一郎さんも生物多様性農業で表彰されているようですが、こう思うのです。これは市長室からこのポスターなくなりましたが、なくなったでしょう。前の市長まではこのポスターずっと張ってあったのです。佐渡の米がおいしいわけがある。佐渡が佐渡の米を売り出すのに、まずおいしさの証明が第1。もちろん特Aランクを22回ことしでとっている。連続です。そのおまけに大学の研究グループがデータで証明されて、耐老化性、つまり冷えて日本で一番うまい米だということを研究グループが発表されている。2番はG I A H S。3番は、安心、安全、朱鷺と暮らす郷認証米。私は、ここへ4番目に菊のご紋章が欲しい、皇室献上米。そうすれば完璧に今の日本で一番売れる米ですが、例えば市長がさっき答弁した減反政策がなくなって米価が下落しても佐渡の米は生きていけます。もう一度できると思うので、恒常的な皇室献上米の折衝していただきたいが、どうでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） もちろん議員ご指摘のように、環境省等も通じながらそのような努力を、折衝を続けることはもちろん、今後も可能性は求めていきたいと思っております。

なお、議員最初のご指摘のそのポスターの件ですが、私当職についた当時から市長室にはもともとございまして、今は応接室にしっかり掲示されております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） そこへプラスして市長がありがたい答弁いただいたのですが、佐渡版の所得補償制度、つまり国の所得補償なくなりますから、もっともっと拡充していただきたい。それは市長が拡充するという答弁いただいて大変ありがたいと思っておりますが、そうでしょう。もう一度答弁ください。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 佐渡版所得補償制度の部分も含めて今後どのような支援方法あるのか、いろんな角度から検討したいと申し上げさせていただきました。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） ぜひ前向きに検討をしてみてください。

猫の殺処分、大変丁寧な答弁をいただきました。近藤資料のナンバー5なのです。殺処分数が減っていると答弁ありましたが、ここに表を載せてあります。平成25年度が75匹、平成26年度が99匹、平成27年度が66匹、年度によって上下があるわけで、必ずしも減っているデータではありません。産経新聞の12月6日、右側の記事です。これは神戸市の議会で、全国初になりますが、全会一致で野良猫の不妊去勢推進条例なるものが可決されています。手術費は、市が全額公費で負担するという記事です。

下がつい最近、12月3日の毎日新聞の配信なのですが、新潟市で野良猫の一斉不妊手術。11月24、25日の2日間で新潟市で一斉不妊手術を行って、計59匹を手術したという記事であります。これは、どうぶつ基金という公益財団法人が無料でやった、そういう記事なのですが、市長ご存じかどうかわかりませんが、殺処分される猫はその8割以上が離乳もしていない、本当に生まれたての子猫なのです。私の友人、十数匹も野良猫の面倒を見ている人がいますが、私も自宅で野良猫を保護して世話をしています。1匹の雌猫が年に3回出産をして、1回に平均5匹と言われています。ですから、今はわかりませんが、金井の運動公園でも50匹ぐらい野良猫が集まっていたし、あちこちで野良猫がふえている現実も実はあります。市長の答弁のとおりです。不妊手術、去勢手術をすることが殺処分ゼロにする有効な手段なのです。それ以外ないというふうに考えています。一方、飼い猫の補助制度を実施している自治体年々ふえていますが、課長、今全国でどのぐらいの数の自治体が飼い猫の不妊手術の補助を出していますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

鍵谷環境対策課長。

○環境対策課長（鍵谷繁樹君） ご説明申し上げます。

飼い猫の補助ということでございますが、全国的に私が調べた資料ですけれども、ぜんこく犬猫助成金リストというところで調べたということなのですけれども、これでは237の自治体が補助しているという状況でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） 何年かのデータを調べてみました。3年前150ぐらいの自治体だったのです。今は毎年ふえて237。これ一番新しいデータだと思います。一番高いのが、私のデータでは佐賀市が雌が3万円、雄が1万5,000円。平均で3,000円から5,000円だと思うのですが、佐渡では不妊手術が2万1,000円、去勢手術が1万3,000円と聞いています。これは、1人、1件の動物病院のデータなのですが、答弁にあったように、ことしの4月から野良猫に対する新潟県の補助制度が実施されています。不妊手術に1万円、それから去勢手術に5,000円県から出ます。佐渡市が補助制度を双方とも、野良猫、飼い猫あわせて補助制度をつくっても、恐らく50万円から100万円の間のわずかな予算で可能だと思います。現に市長は少なくともいると言うけれども、66体の殺処分が去年行われています、ことしのデータはまだありませんが。

市長の答弁のように、調査をするとかしないとか、数が多いとか少ないとかという問題ではないと思うのです。殺されるために生まれてくるその悲しい命を救ってあげる、たとえ1匹でも。それはしなければいけないと思うのです。そんな不幸な命を生み出すことをとめるために、多い、少ない、そういう問題では私はないだろうというふうに思っているわけで、ぜひともわずかな予算でできますから、野良猫も飼い猫も含めて不妊、去勢手術の補助制度をつくってほしい。市長の英断を求めるわけですが、いかがですか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 野良猫につきましては、もう少し実態、現状どのようなものかも調査したいと思いますし、飼い猫の数等々も含めていろんな角度からちょっと材料を集めた上で検討させてください。よろしくをお願いします。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） ぜひともお願いしたいと思います。

近藤資料のナンバー6、「佐渡チーム愛媛国体出場へ」という見出しで、グラウンドゴルフの県の予選会の結果を書いております。これは、10月6日に国営越後丘陵公園で行われたものです。入賞団体、男子団体、1位が金井トキAチーム。敬称は略しますが、山田忠士、渡辺晃、本間春雄、本間左京、加藤昭信、小林忠雄。団体女子、トップはとれなかったのですが、2位が金井トキBチーム。本間陽子、大道カズエ、渡辺美知子、小菅サチ子、渡辺正子、仲川サカエ。下、個人入賞者、Aグループ男子、1位、山田忠士、Bグループ男子、3位、佐渡市の渡辺晃。Bグループ女子、1位が本間陽子、5位が大道カズエ。佐渡の入賞者を今読み上げてみましたが、非常に佐渡のグラウンドゴルフのレベルは高いわけでありまして、ぜひとも全国大会で優勝を目指して頑張っていただきたいと思います。

近々市長室へお願いもあって彼らが、彼女らが顔を出したいと言っています。その支援をお願いしたい用事もあるらしいのですが、ちょっと聞きましたらゴルフ場の拡張と芝刈り機が壊れて直せないのも、更新をしてほしい。団体参加に、国体参加に対する旅費の支援お願いできないか、そんな大きな要望を持っていくわけではないと思うのですが、ぜひ聞いてやってほしいというふうに思います。佐渡市としても、とにかくこれほど、彼ら毎日のように練習していますし、レベルも高くなっていますので、市長としてもできる限りの支援と応援をいただきたいというふうに思いますが、もう一度答弁いただけますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） お答えします。

今現在も、全国大会に出場する選手、監督の方等には、その旅費含めた出場激励金を交付させていただいております。これは、グラウンドゴルフに限らずでございます。それ以外の芝刈り機の購入等々につきましては、もう少し担当課のほうから細かい状況を把握させていただいた上で考えさせていただきたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） 行政組織の編成方針です。まず、私が一番議員全員協議会で市長なり課長が話をされて、そこでも質問をさせてもらいましたが、市民相談室がなくなる。市民相談室は、まず本庁へ来たときの案内業務非常に大事だと思うのですが、その市民相談室をなくすというのはどういうことなのか、まず伺いたい。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

源田行政改革課長。

○行政改革課長（源田俊夫君） ご説明申し上げます。

案内業務につきましては、組織上室という形ではなくなりますけれども、従来どおり案内業務につきましては窓口対応を含めまして設置するという形でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） 2階の総務課の中へ入れてしまうような話を聞いたのですが、今の場所、市民相談室の場所で同じように、室はなくなるけれども、案内業務は継続するという意味ですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

源田行政改革課長。

○行政改革課長（源田俊夫君） ご説明申し上げます。

案内業務につきましては、やはり今の従来どおり1階のフロアに設置しまして、続けていくという形で考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） 市民相談室のもう一つの大きな役割は、金井支所の機能でした。道1本つけるにも、U字溝のふた1つかけるにも、金井支所の機能を持った市民相談室から上げないと動かない、そういうシステムになっていると思うのですが、これは市民相談室がなくなるということは、金井支所の機能はどこへ行くのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

源田行政改革課長。

○行政改革課長（源田俊夫君） ご説明申し上げます。

従来どおりといいましょうか、今市民相談室の中の地域支援係のほうで金井地区の皆様方に対する窓口になっております。その形は従来どおりのままということで今考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） 別に市民相談室なくす理由は何にもないではないですか。今までと同じ場所で、今までと同じ機能を持たせておくならばどうして市民相談室をなくすのか、ちょっと理解できない。

それと、行政改革課が消えていますが、来年から行政改革は要らないという意味ですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

源田行政改革課長。

○行政改革課長（源田俊夫君）　ご説明申し上げます。

行政改革課にかかわりますいわゆる行政改革にかかわる部分につきましては、新たに設置いたします総合戦略室、そちらの部門で担うという形で今考えておるところでございます。

○議長（岩崎隆寿君）　質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君）　近藤資料ナンバー7を見てください。議会事務局議事調査係からかなり時間をかけて調べてもらった数字です。部制の数と、部の数と副市長の数です。まず、類似団体Ⅱ－1の198市の中で部制をしているのが193市、97.5%、課制が5市、2.5%で佐渡市を含んでいます。その下が類似団体の中の平均の部数です。6.6人、これは1市当たりの平均の部長の数とイコールになると思うのですが、つまり私は市長が部制にしたいというのはこのデータから見ても、私庁舎問題であちこち類似団体に電話回したときもほとんど総務部長が担当でした。課長出るところは1つもなかったわけなので、ああ、多くが類似団体では部長制しているなというのを感じましたし、これは賛成、反対は別としていたし方がないというふうに私は思っています。それから、部長の数ですが、これ6.6人、平均です。市長の提案ですと5人ですね。本庁の中に5つの部長を置くわけでしょう。5人、違いますか。

○議長（岩崎隆寿君）　答弁許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君）　現在ご提案させてもらっている組織体系におきましては、4つのグループに分けてそれぞれに部として設定しますので、部長が置かれます。プラス部長同等職として総合戦略室を想定しております。

○議長（岩崎隆寿君）　質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君）　同僚議員の質問にもそれと似たようなこと触れていましたが、産業観光部余りにも範囲が広過ぎてこの部長をやる人はこの中にいないと思います。せめて農林水産だけは一つの部、あと世界遺産、地域振興、観光交通一つの部、分けるべきだと思います。

もう一つ、議会事務局長を課長級という答弁を同僚議員の質問に市長が答えていましたが、二元代表制の観点から議会事務局長は部長級ではありませんか。その2点。

○議長（岩崎隆寿君）　答弁許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君）　産業振興、地域振興、農林水産系一つのグループにまとめさせていただきました。これは、あくまでもかなり横連動を密にしなければいけない部門を一つのグルーピングをさせていただいた。以前から言わせてもらっているとおり、それぞれのグループを分けた単位を4つにさせていただいたということでございます。その中で、もちろん部長だけでは全部を全て把握するということは難しい部分は多々出てくるとは思いますが、それに対する他の管理職のサポート体制も含めてどうやってしっかりやっていくかという運用のほうが大事になってくるかと思っておりますし、議会事務局長の部分につきまして教育委員会で別の議員の方からも質問受けましたが、今回あくまでも大きなグループ分けをさせていただくという感覚での組織変更でございますので、いわゆるこの辺は議会事務局長が部長職では絶対いけない

と言っているわけではございません。これについてもまだ調整の必要な部分があるかと思いますが、基本的にそのポストをつくるためにということではなくて、今回本庁舎というか、市長所轄の中でいいますと関連する部門を大きく4つのグループに分けさせていただくというのが最大の改変の目的だったということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） 私は産業観光部は、これは受けて2部にすべきだと思っていますので、検討してみてください。

近藤資料ナンバー7の下、副市長の数です。これ類似団体の中から5万人、6万人の市を抜き出した数を書いておきました。ゼロ人が2市、1人が45市、2つ合わせて87%です。2人いるのが6市。これ佐渡市を含んでいないです。今度佐渡市が2人にしたいということなので、現状6市。5人が1市、足して13%であります。私はこう思うのです、市長。今まで本庁内だけで18の課長がいて、18人いて、庁議でも政策会議でも横の連絡とるにも18人集まらないととれないのが、6人、3分の1の5人でできるわけでしょう、今度。5人です。つまりかなりスピーディーにできるわけで、その分副市長は普通の自治体のように1人でいい。2人を置く必要何もないと思う、部長制をとるならば。市長はどのようにお考えですか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 本庁舎というか、市長管轄部門以外消防等々、保育園、教育委員会等々いろんな部分も含めまして、トータルで副市長2人制でしっかり把握することが必要だという前提をお願いして一応ご承認いただいたわけでございます。その中で、その副市長らとも密に吸い上げ、あるいはブレークダウンができるような部分も含めて、密にやりとりするために今回の組織を考えさせていただいたものでございますので、部長制にするから副市長が云々、数の問題ということで私は考えておりません。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） 今、約9割の自治体で、5万人から6万人の市で、副市長は1人かゼロ人。副市長、給料かなり複数、何人かの質問にありました1,330万円、議員の3倍以上です。7級制に持っていくのだと思うのですよ、今度部長制をとると。そうすると、多少でも人件費が上がっていく。その分先ほどの話繰り返しますが、5人集まれば本庁内で連絡調整できるわけですから、人件費の面からも副市長は1人でしょう。もう一度答弁もらえますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 先ほど来説明させていただくように、分かれている支所、行政サービスセンター、これだけ分かれていたり、いろんな外部の組織も多々ある現状を踏まえまして2人必要ということでお願いさせていただいて、今2人制をとらせていただいているものでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） 庁舎問題もそうですけれども、議会と離れている庁舎は198の中に3つしかない。これも9割が副市長1人でやっている。普通の市の形をとりましょう。私はそう思うのです。

それから、特定国境離島特別措置法の関係で、私はぜひとも中央とのパイプ役として総合政策監は必要だと思うのです。それを来年から招致をしない、やめるという答弁をしていますが、これそういうことですか。これから重要で不可欠になるポストをあけるのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

藤木副市長。

○副市長（藤木則夫君） ご答弁申し上げます。

私のほうで国土交通省との関係のやりとりをさせてもらいましたので、私のほうからご答弁させていただきますけれども、国土交通省の幹部、官房長等と話をさせてもらいましたけれども、本省のほう、国土交通省の方もなかなか人員的には非常に厳しい状況もあり、また佐渡のほうから職員を2人派遣しておりまして、佐渡市とのパイプ役は今後とも薄れることなくしっかりやりますという話を国土交通省幹部からもいただいておりますので、そういうことも総合的に含め、私のほうで市長に報告いたしまして、そういう上での市長の判断かというふうに思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） ちょっと理解に苦しむ市長の判断です。

認知症です。実は私の母も認知症で、時々近隣にご迷惑をかけているのですが、まず聞きたいのは平成28年佐渡市では認知症の高齢者が3,171人、高齢者に占める割合が13.7%という資料での回答をもらっています。新オレンジプランの平成37年には2,686人、占める割合が12.8%という回答でした。この数字間違いないですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

今の現在の認知症を3,171人と回答させていただきました。それにつきましては、全ての認定者中、認知症に該当するという方がそれだけいるということで、13.7%になると考えております。それで、平成37年の見込みにつきましては、今と同率であると仮定した場合に出していきたいと思ひまして、推計人口等を使いまして出た結果が3,171名でございますし、国の推計率だと12.8%というふうなものも示されておりますが、今の現時点で国の推計率等をしましてはこれより低いわけで、10.2%というような形になっております。それも勘案しますと佐渡市のほうが高いということで考えておりまして、その数値になるということで考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） 非常におかしい計算をしています。政府の推計言います。平成24年に462万人で15.0%なのです。新オレンジプランの平成37年度の推計は700万人、20%、5人に1人は認知症と見込んでいる。県の推計も同じように年々上がっていく、今までも上がってきたというわけなのですが、佐渡市だけが認

知症の高齢者がかなり減っていく。激減ですよ、これ。そんなことあり得ますか。12.8%という数字どこから出したのか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

平成37年の当初推計人口に対して13.7%、今と同率でちょっと計算をさせていただきました。平成22年の今推計値、国が出しておるものが言われております。これについてはこの後いろんな検証が含まれて、もっとふえるであろう軽度認知障害者という部分も含めてその割合になって、5人に1人というのは国が出しておる数値と思っております。今私どもが3,000人と言いましたのは、これは今認定者、要介護認定を受けている方から割り出した数字でございますので、当然現時点でも少し認知機能に障害がある方を含めて、約6,000人はいるのではないかと推計しております。25%程度ということで推計はしておりますが、今三千幾らというものは確定をしておる認知症の方として我々要介護認定の調査から調べたものでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） だから、介護認定の何でしたか、下から2番目の数値を挙げているのでしょうか。ほかの答弁がしっちゃかめっちゃかではないですか。3,000人が2,000人に減るというのです。でも、3,000人は実質的には6,000人いるのではないかとというような答弁はあり得ない。私のデータは、厚生労働省の政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室の参事官の廣瀬さんという方から送ってもらったファクスのデータです。これによると、あとオレンジプランの中にも何回も書かれていますが、平成37年には急増して高齢者の5人に1人、20%に達すると。どのページもそれを書いてあるのに、あなたは佐渡だけ認知症高齢者が急減すると、6,000人なら余計少なくなるという話をしているのですか。だから、13.7%は国の比率を掛けた、国で13.7%平成37年のどこも出していない。どこから出た数字ですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

議員の資料要求のほうから出た部分でございますけれども、推計人口自体が今の時点で平成37年には全人口が5万人弱、それに高齢化率約43%を掛けまして高齢者数を出して、12.8%ということで掛けたものが確実な患者数だろうということでお出した数値でございます。先ほど申しましたように、これに約5人に1人あるいは4人に1人というような推計でございます。軽度認知障害を合わせればその数値になりますけれども、確実なところで12.8%という数字を使わせてもらったということで、いわゆる要介護認定者の中の認知症の数ということで推計をしたものでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） まあだめですね。国はこれから認知症の高齢者がふえていくから、初期の集中支援チームも平成30年までに全市町村で整えなさい、それから認知症専門の疾患の医療センターも整えなさい、

認知症のサポート医、医者 of 養成も推進していかなければいけない、これからふえるからそれに対応すると言っているのに、あなたの推計はこれから減っていくから、そんなでたらめな推計を議員に資料要求の答えで出してはいかんです。本当にそんなに思っているのか。そんなに佐渡は認知症の高齢者がこれから激減すると思っているのか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） 私もそう思っているわけではもちろんありません。議員ご指摘のとおり高齢化が進んでいくにつれては、やはりその辺は心配しております。ですので、今ほど言われたとおり、平成30年度からの初期集中支援チーム当然調べていきますし、対応策については認知症にならないということも重要ですが、認知症になったときの相談体制当然調べていきたいと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） もっと担当の課長ですから、しっかりしなければならんです。基本が間違っている。では、今答弁いただいた認知症の初期集中支援チーム、これは地域支援推進員をつくりなさいとオレンジプランで言っています。再来年までに全ての市町村で実施しなさいと、こう書いてあるけれども、これ医師も介護の専門職もいる北海道の砂川市がモデルになっていますが、医師と看護師と介護福祉士必要なのですが、これ佐渡はもう整えていますか。多くの市町村が平成30年に向かってもう踏み出していますが、佐渡市どうなっていますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） 認知症サポート医現在2名おりまして、そのうちの1名の方からお願いをして今初期集中支援チームを立ち上げて対応したいと考えております。平成30年度までには当然立ち上げますし、機能するようにしていきます。専門職の研修もしておりますので、やっていく予定でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） 本庁舎建設です。先般の魚沼市の市長選、どなたか同僚議員も質問していましたが、50億円の庁舎を建てるべきという現職と30億円ですべき新人の戦いでした。争点は、8割方それ一本だと聞いています。結果として30億円の新人が僅差で競り勝っています。大平市長は、小出の庁舎に隣接する昭和54年に建設した小出の福祉センター、老朽化しているので、もうすぐ壊すのですが、それを包含した新しい市庁舎を建てたいということでしたが、新人の佐藤さんは、いやいや、そんなものは要らないと、必要最小限、30億円のシンプルな庁舎がいいということで、佐藤さんのほうが240票差で勝ちました。現在の魚沼市どうなっているかということ、市長部局が旧小出町にあります。議会が広神村、教育委員会が堀之内町にあるわけです。大平さんも佐藤さんも、統合新庁舎をつくる方向はまるで一致しているのです。

三浦市長も、選挙中、それから選挙受かってからの所信表明で華美な庁舎建設計画は見直したいという方針であって、建設しないとの選択肢は一切なかったわけで、まるであの魚沼市と同じような状況だったと思うのですが、私はどうしても市長に聞きたい、私が理解できないのは、A案、B案、C案の中で一番

市民の負担が多いC案を選んで建てない選択をしたというのはどうしてか、まずそれが私理解できないのだけれども、答弁いただけますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） C案が一番市民の負担が多いかどうかということは、あくまでもA案と同じ計算値に基づいて三十数年後のシミュレーション、試算をした場合に結果そういう形になりますが、実際にこれから20年後、25年後に新たに新庁舎建設計画をあれしたときに、現状どおりの庁舎建設の必要かどうかも含めた中でいいますと、あくまでもそれは推計にすぎません。現状、現時点のここで言えば、逆に言えば建てないのが一番経費はかからない。将来的に負の相当負担を残す云々、これは考え方皆さんいろいろそれぞれがあると思いますが、あくまでも推計として出した数字でありますので、実態のものとしてどこまで将来的にどうなるのかということとはまた別問題と考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） ことし、来年は建てないほうが有利だという答弁ですが、それはもちろんそうです。でも、市長が出しているコストの比較表を私10億円と言ったのです。実際に今30億円で建てる庁舎34年後は60億円かかるでしょう。でも、それは推計の域を脱しない。でも、市のほうで提示している推計値でさえ10億円。余計かかって一番不利なC案を市長は選択するわけです。

この前の、財務課長に聞きます。同じ30億円の庁舎を建設する場合、合併特例債を活用して建設するのとそのほかの一般単独事業債で建設するのと比較をして、合併特例債では約21億円の交付税算入があるので、その分を福祉や教育、子育てに広く使えます。これ正しいでしょう。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

今ほどの件ですけれども、庁舎建設に一般単独事業債、交付税措置のないものを使うよりも、どうせ建てるということであれば合併特例債を使ったほうが、交付税措置が70%あるので、その分市の一般財源の持ち出しは少なくなるということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） ところが、市長は11月9日の本庁舎説明会で、この趣旨の市民の発言に対して、正確に言います。「30億円のうち21億円が返ってくるといっても国から建設業者に払ってくれるのであって、佐渡市にびた一文入ってくるわけではない。誤解なきようお願いしたい」、私もビデオ見ました。そう言っている。全くピントの外れた、市民を愚弄した答弁ではないですか。こんなことでごまかしてはいかん。市民は一般単独事業債で建てるのと合併特例債で建てるの21億円差があるから、その分福祉でも子育てでも教育でも使えるではないかという質問、意見に対してびた一文佐渡市は入ってこないというようなごまかしの答弁してはだめです。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） ご説明いたします。

あのときの市民の方からの質問内容は、今議員がおっしゃったのと同じ意味とはちょっと違う質問のされ方をされた部分もありまして、かみ砕いた中でわかりやすく、私として言葉に語弊があったのならおわびしますが、あくまでも30億円の起債をする時点で国からの補助金7割分は庁舎建設のための国から交付されるものですから、その財源というのは基本的に建設事業費のほうに回るのですよという説明をさせていただいたつもりでおります。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） 私もビデオをゆっくり何回も見ています。市長の答弁は全く間違っていましたよ、あのとき。びた一文佐渡市に入らぬ、全部土建屋へ行く21億円だという答弁は間違いです。質問は、そうではなかった。合併特例債だと21億円余計入るから、その分ほかの施策に回せるでしょうという質問だったのではないですか。

それから、合併特例債は子孫に借金を残すので、反対という市民の声あるし、似たようなことを、これ以上借金してはいかんみたいな発言市長からもありました。ところが、市長は本庁舎を建設しなくてもほかに振りかえて合併特例債を満額使うというのでしょうか、満額。幼稚園建てたり、体育館を壊したりするのに満額使う。つまり合併特例債の趣旨、行財政の効率化と地域の振興に使いなさいというその趣旨には全く反している。しかも、合併特例債満額を他に振りかえて使うというところが、市民の意見としては市庁舎建設反対の意見としては、これ以上子孫に借金を残してはならぬという意見に対して、市長のやっているのは満額使ってしまうから同じこと。しかも、庁舎を建てれば効率化もできるけれども、体育館壊したって何も地域の振興にならない。違いますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） お答えいたします。

今の指摘については、近藤議員が大きなちょっと誤解があると思っております。私、説明会のときも、この議会の中でもC案を出させていただいたときに、基本的に平成31年度以降へ後倒しされて合併特例債対象から外されている事業が約14億円弱ありますと、その分は合併特例債にも使えるのですと言ったわけで、庁舎建設の30億円規模の合併特例債と比べれば十数億円余しておりますので、満額使うと私は一度も言ったことはございません。

さらに、ちょっと補足で言わせていただければ、既に420億円の全体の限度額に対して現時点で新庁舎を建てる案をそのまま進めたとしますと、両津支所、小木行政サービスセンター等の建てかえの事業費の膨らみで既に約5億円から6億円合併特例債の限度額も超える今状況にはなっております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） つまりいずれにしても、庁舎を建てても建てなくても全額使うわけでしょう。いや、

だって今両津の20億円の庁舎でもう足りないと言ったではないですか。全額使うのでしょうか。限度額いっぱい使うのではないのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 足し算していただければわかると思いますが、合併特例債適用にしたいくても限度額があるので、既に従来計画の中で平成31年度以降へ持ち越した事業が14億円弱あります。これはこれで説明しました。それとは別に、その後この間まで説明させていただいています両津支所、公民館、図書館等の設備等におきましても、当時の計画の当初の事業費11億円から既に両津支所だけで5億円近いオーバーが出ていますということを説明させていただくわけで、全額を使い切るということは私一言も言ってございません。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） 理解できない。同じことを言っている。

話変えます。市長は、行政のボトムアップを所信表明で述べています。ところが、本庁建設は4年前に市民アンケートの結果によって進められてきた。それで基本設計までしてきたのです。それを中止するということは、これから住民投票どうなるかわかりませんが、今の段階でまさにトップダウンの政策方針でしょう。政策決定、トップダウンをやっているのです。一方は、4年前の2,000人アンケートを踏まえて進めてきた。ところが、市長はその多くの市民の意見を反対にして、まさにボトムアップをとめて新しい庁舎を建てるのはやめるということであります。温泉問題も私は同様だと思うのですよ、市長。多くの市民の意見を無視して、ボトムアップの政治ではなくて、トップダウンで決定している。まさに市長言っていることとやっていることが真逆ではないですか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 捉え方は、人によって多々あると思います。ただ、1つだけ説明をさせていただきますが、ボトムアップで意見を吸い上げる形を行政内の組織改革としてやっていきたいということでボトムアップは使わせていただきました。ただ、庁舎の問題につきましては、申しわけありません。役所の中も含めて建てない方針を打ち出させていただいたのは、私自身でございます。その辺についてはトップダウンと、私の勝手な判断という見方をされてもしようがない部分もございます。ただし、これはいろんな各考え方の中で、この考え方でやることが市民の皆さんにも基本的には一番最終的にはいいものではないかという判断でさせていただいたので、そのご判断、市民の皆さんがどう判断するかというのは、市民の皆様のほうの最終的な選挙も含めた住民投票やるかどうかかわかりませんが、その辺のところによるものだと考えております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） まさに今一番もめている本庁舎問題と温泉問題は市長のトップダウンです。市民の

意見を無視したトップダウン。個人的に決定して下へおろそうとしている、私はそう感じます。だって、多くの市民は違う意見なのですから。それを踏まえて基本設計までやってきたのです。それをあなたの個人的な考えで上からどおんと落とすというのは、私は理解ができない。

それと、市長は各地区の均衡発展を目指すために本庁機能を分散方式にしています。つまり合併前の状態に戻したいということと、私はそう理解したのです。各支所、行政サービスセンターを、各地区をもっと発展させたいから分散方式、分庁方式をとるということは、市長が合併反対論者だとしても、私は現在既に合併して13年目を迎えようとしている現状で、各地区の均衡はもう合併の時点で効率化のほうに向いているわけですから、各地区は特色ある振興、発展でしょう。そういう論議を議会の中でたくさんしてきました。違いますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 各地区は、特色ある振興、発展を狙うべきというのは、議員ご指摘のとおりだと思います。私がずっと今回支所、行政サービスセンターの充実と言わせていただいているのは、それぞれ住んでいる、各地区に住居を構えて住んで生活していらっしゃる市民の皆様が、この出先の窓口があるわけですから、極力身近な場所で行政サービスの手続を完了できる範囲をふやしていく、これが行政サービスであると考えているということを述べさせていただいたわけで、私は合併反対論者でも何でもございません。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） どうしても言ってくれという人がいますので、話を伺いますが、新空港です。今、整備の地権者の状況はどうなっていますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

本間交通政策課長。

○交通政策課長（本間 聡君） 現在の地権者の同意率は92.2%で、ことし春からの率的には変わっておりません。

以上です。

〔「いや、もうちょっと詳しく。何人の同意者で何人が不同意なのですか」と
呼ぶ者あり〕

○交通政策課長（本間 聡君） 今、同意を得られていないのは8人です。そのうち、4人が住居移転を伴う部分でございます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） もう一回数字見て発表して。全然違う。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

本間交通政策課長。

○交通政策課長（本間 聡君） 失礼しました。未同意者は12人です。それで、同意率は92.2%ということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） 県議会議員を含めて、市民の方から北朝鮮、中国による環日本海の脅威、危険度が増す状況のもとで官民共用空港の設置を中央へ何回も陳情している団体もあります。市長は、このことについてどういう所見をお持ちですか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 官民共用空港というお話については、何力所からか私のほうの耳にも入っているのは事実でございます。ただ、正式な国としての動きということでも現状ではございません。なおかつ、現時点では現状拡張も含めて計画している現空港問題、これは県営空港としてずっとこれまで長い間2,000メートル化を目指してやってきた部分で、佐渡市と県との今後の対策についてもまた改めて仕切り直しの部分が出てくるかもしれませんが、少なくともそちらの方は佐渡市と県はまず現状の空港問題のほうをしっかり今後へ向けて対策を練るということが大事であります。官民については、あくまでも国サイドの考え方、その辺も前提にあって初めて俎上にのるものだと現状では考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） 固有名詞は挙げませんが、その団体の皆さんはかなり有力な大臣がつく国会議員の皆さんにもこの陳情をしているわけで、特別措置法も成立しましたし、現状の計画は計画として並行して進めて考えてみる時ではないかと思うのですか、市長もう一回答弁ください。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 将来的に今後の可能性を探る上では、一つの部分として検討というか、模索する余地はあると思いますが、特別措置法の部分とは全く違うことだと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） 佐渡乳業のプラントは、規模縮小してもJ Aはやるのですか、やらないのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡部農業政策主幹。

○農業政策主幹（渡部一男君） ご説明いたします。

今J Aのほうとしてもやる方向で検討しておりますので、佐渡市も協力しながら進めていきたいと考えております。

○18番（近藤和義君） できるだけの支援をしてください。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で近藤和義君の一般質問は終わりました。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 2時51分 休憩

午後 3時01分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

日程第2 議案第169号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第2、議案第169号を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、議案第169号につきまして提案理由を述べさせていただきます。

佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例の制定について。本案は、地方自治法に基づく条例制定請求書を受理したので、佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例の制定を次のとおり意見をつけて付議するものであります。

意見。佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例案は、地方自治法第74条第1項の規定に基づき佐渡市本庁舎建設の賛否を問う住民投票条例の制定を求める直接請求によるもので、直接請求できる最少人数1,004名を超える2,476名の有効署名があり、真摯に受けとめております。

住民投票を行うに当たっては、相当な経費を市費から支弁し、市民の皆様は時間と労力をかけて投票をお願いすることになります。また、住民投票を実施した場合には、投票結果を尊重すべきものとされています。

新庁舎建設については、支所及び行政サービスセンターを含めた佐渡市全体の庁舎整備について再検討した結果、今急いで新庁舎を建てるのではなく、可能な限り現在の本庁舎を活用することで、できるだけ借金をふやさず、将来的にそのときの実情に合わせた庁舎を計画するべきだと考えております。

現在整備中の支所及び行政サービスセンターは、サービス範囲の拡大に重点を置き、本庁舎整備の経費については子育て支援を含むソフト事業に充てたいと考えた結果、現在の本庁舎は65年を目標耐用年数とし、予防保全を実施することにより可能な限り活用する方針としたいと考えております。

また、現在の本庁舎の防災機能強化として、ライフラインの確保や業務継続計画の策定、耐震性能の調査等を行い、必要があれば耐震強化をすることとして、市内10地区において住民説明会を実施して市民の皆様にご理解を求めてきたところです。

次に、本条例案についてであります。（1）、第3条では、住民投票は選択肢を設けて行う旨の規定となっており、合併特例債を財源とする本庁舎建設に賛成または反対をもって市民の意思を確認するものとしております。

しかしながら、本庁舎建設スケジュールについては、議会の定例会及び議員全員協議会において9月末に実施設計の着手が必要である旨説明させていただきました。その後工事の工期を精査しましたが、実施設計及び確認申請に約6カ月、建設課の設計内容確認等に約1カ月、公告から入札、臨時議会開催までに

約1.5カ月、建設工事期間を20カ月、各種検査に0.5カ月の合計29カ月が必要となります。現時点において住民投票を実施しても、平成31年3月末の合併特例債期限内での本庁舎建設は不可能であります。また、このことについては、市内10カ所で行った新庁舎建設計画見直しに係る住民説明会においても説明してきたところであります。

(2)、住民投票を実施するに当たっては3,078万円の経費が必要となり、無駄な税金の支出になると考えます。

以上のことから本条例案には反対するものであります。議員各位におかれましては、本条例案について厳正なるご審議と賢明なるご判断をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） これより質疑に入ります。

議案第169号 佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

荒井真理さん。

○7番（荒井真理君） まず、1つ目お尋ねをしたいのは、この住民投票条例制定をする前に市民から異議申し立てがあるかどうかということをお諮りしたと思うのですが、そこに対する異議申し立てがあったのかどうかと、そしてそれをどのようにされたのかということをお聞きしたいと思います。

それから、この住民投票条例の中身そのものを見て、ちょっとゴールがよくわからない。住民の意思表示ができればいいという性格のものなのか、最終的に建てたいというものなのか。

それで、今ご説明、ご意見の中にありましたように、間に合わないという計算をしておられる。そして、この合併特例債を財源とする本庁舎建設にこれは賛成か反対かということをお聞かせください。この賛成という中には、市長がご説明今までしてきたA案とB案と両方がこれ含まれると思います。というのは、私ども議員も、建設に賛成とした者の中にはBでもいいという意見、Aでもいいという意見さまざまあります。ここはきちんと線が引かれていない。この合併特例債を財源として建てましょうという話に仮になったときにこの中身をさらに精査する必要があると思うのですが、その点についてどのような考え方、つまりスケジュールとか、議会にもう一度諮るとか、どのようにスケジュールをお考えになっておられるのかということをお聞かせください。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡邊選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

まず、異議があったかということにつきましては、異議申し立ての件数はございませんでした。ただし、異議ではなくて、ご意見を出していただいた方は若干おりました。ただ、意見をいただいた方につきましては、関係人でない方からの申し出であったために受理はいたしませんでした。

それから、2点目のこの後の意思表示ということについてですけれども、今回提案をしております条例は請求代表者から提出されたものをそのまま私どものほうでは修正をしないで提案をさせていただいております。この条例案で代表請求者が署名を集めてきたというものでございますので、それと違う内容で私どもは提案は今回しておりません。内容につきまして、例えば成立要件ですとか、そういったものが記載

がない部分もあるとは思いますが、これはこの後の議会の審議の中で議会の判断をいただけるものというふうに考えております。また、この後議会の許可をいただければ代表請求者からの意見陳述があると思いますので、その中で請求の趣旨についてはご発言があるというふうに考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 今ほど異議申し立てはなかったと、ただし意見はあったと、それは関係人でない人からのものであるから受理できなかったと、このところは市民にはとてもわかりにくいと思うのです。ちょっと関係人というのがどういうことで関係人でないと判断されたのか、もう少しそこはご説明いただきたいと思います。この内容が私は中身が重要だったのではないかと思いますので、そこのところは改めてご説明いただきたいです。

それから、ただでさえ期限が限られていて、そして非常に無理であるという、結論として今市長はこれは無理であるという結論を出しておられる。その中で議論を私どもがまた重ねなければいけないというところにさらに私は無理があるのではないかと思います。とりあえず1つ目のこの異議申し立てが関係人でなかったというところをもう一度ご説明いただきたいです。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡邊選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

関係人といいますのは、縦覧と異議申し立て若干範囲が異なります。縦覧につきましては、選挙人名簿に登録されている者ということで縦覧が可能になっております。もともと異議申し立ての制度につきましては、自分は署名していないのに記載されているとか、あるいは署名を強要されたとかというような場合において直接利害関係のある方が異議を唱えるために設けられているものでありまして、そもそも縦覧についてはそのようなことがあるかどうかは縦覧しないと判別しませんが、選挙人名簿に登録されている方は縦覧ができるというふうになっております。異議申し立てができるのは、地方自治法第74条の2第4項の規定により関係人ということで規定されておりまして、関係人の範囲は請求代表者、代表者の委任を受けた者、署名した者、他人に自己の名を偽筆された者など、その署名の効力決定に直接利害関係がある者というふうになっております。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 幾つかお尋ねをいたしたいというふうに思います。

今ほどの選挙管理委員会事務局長の答弁によりますと、住民から直接請求されたものそのまま出したと、修正はしていないと、議会で修正箇所があるならするのかなというような言い方だったというふうに思うのですが、そこで幾つか条例に基づいてお尋ねをしたいというふうに思います。

1つは、住民投票の場合、諮問型というのと拘束型というのがまず大前提あります。条例で言えば、第16条、投票結果の取扱い、市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重するというふうになっているわけです。ここは一体どういうことなのか。拘束型なのか、あくまでも尊重型なのか。つまり何を言いたいかというと、長の裁量権というものがあるわけですよ、議会と執行部との関係でいうと。あなた方これそこを曖昧模糊にしたままいく、例えばこの条例がこれから審査に入るからまた別ですけども、条例ができてやったはいいが、また長の裁量権を行使するのか、いや、諮問型という形で反映するのか、そこを私やっ

ぱりしっかりさせなければいけないのではないかという、だけれども、そこはどうなのかということです。

それと、言うまでもないのですが、新潟県の巻町の特例住民投票、そのころから全国で多くこういったものが広がっています。県内の中でも、自治基本条例や議会基本条例の中で、上越市なんかは常設型の条例になっています。そういうことで、本来住民投票というものは代表民主制と対立するのではなくて、補完するものというのが、今地方自治法も含めて、住民も含めてそういう扱いに私になっているというふうに思うのです。そういう意味でいうと、住民の民主的な政治への参加だというふうに思うのだけれども、市長はいろんな問題があつてということではなくて、市長の考えとしては29カ月かかって間に合わない、3,078万円かかるのでやっても無駄だというようなことがこの住民投票条例に対する今考えだったように思うのですが、これは市長に聞くのだけれども、例えば合併して10年目以降から15年に向かって交付税の一本算定で、佐渡市でいうと64億円だか70億円下がると言われていたのだけれども、全国の市町村がそれでは困るという声があつて、直前になって7割が3割に減らされたでしょう。以前にも私言っているのだけれども、熊本地震を受けて、また全国もともと佐渡市も含めて、合併直後は合併特例債使うと借金だから使うなと来たのです。ところが、5年目以降ぐらいからやっぱり有利だから使おうぜという話になってきている中で、前にも言いましたが、数はまだはっきりしていないとは思ふのだけれども、防災のための合併特例債の延長も含めて検討してくれないかという声が続々と上がっている。日経ビジネスの調査によると、まだ合併特例債を3割ぐらいしか使っていないところもあるのだと。その調査の範疇には佐渡市もあるというような、そういう状況を見ると、もし延長されると、されるとは言いません。された場合のことも私考えなければいけないのではないかというふうに思うのですが、その辺どう考えるのか、お尋ねをいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

1 点目の条例の第16条の規定についてでありますけれども、諮問型、拘束型どちらなのかというご質問でありました。まず、地方自治におきましては議員ご指摘のとおり議会制民主主義というものが大原則でありまして、それを補完するものとして住民の直接請求という制度が地方自治法上認められております。ですので、今回の住民投票に法的拘束力あるかということ、それはないと思いますが、そういう意味で条例の中で最大限尊重するという規定を設けることによって住民の意思をある程度反映させるというような条例になっているものと思っております。

2 点目の直接請求の常設と個別の件ですけれども、確かに全国で三十幾つ、40弱常設型の住民投票条例を設けているところがあるというふうに認識をしております。その中で、それぞれ手続を構えていつでも対応できるようにというふうになっております。個別型と常設型で一長一短がございますので、特に個別につきましてはその都度議会にお諮りをして、議会の審議を踏まえて予算をつけてやるというところで非常に時間と労力がかかるというデメリットがあります。これは、常設型においてはすぐに、議会の議決を経ずにやろうということであらかじめ手続等を規定しているというものでありますので、ある意味議会の議論、監視というものがスルーされることもありますので、先ほどの上越市なんかにおきましても個別、常設の併用みたいな形で、ある程度住民の数が一定数超えたものについては議会にかけないとか、そうい

う格好でやっているところが多いというふうに聞いております。

3番目の合併特例債の延長につきましては、私どもいろいろ国等にも照会はいたしましたけれども、合併特例債の期限の延長についてはそういう情報はございません。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 仮にこれから担当の委員会に付託をされて、審査をやって、最終的にどうなるかわかりませんが、私聞いたのは、結局今総務課長が言ったのは、拘束型なのか、諮問型なのかといったら諮問型というふうにしか聞こえないのだ。何言いたいかというと、ご案内だと思うのだけれども、全国には投票率要件、拘束型として50%以上、30%以上、仮にできて、やって、例えば20%、私はそう投票率上がるとは思わないけれども、30%だってどちらかが勝った、負けたといったとき、ほら見ると、そんな少ない投票率ではないかという声が出ることは目に見えるわけです。だから、住民投票条例を制度設計するときにはそういったものもしっかりやりなさいよというのが今日全国各地で住民投票が行われている教訓だろうと思うのです。それしないとまた混乱に混乱を生みかねないという、そういったところの制度設計、例えば第14条で、住民投票の投票及び開票に関し、開票ということだからあれだけれども、規則で定めるとかになっているのだけれども、そういったものの制度設計は一定程度できているということなのかどうなのか、お尋ねをしたい。

それともう一つは、例えば有名なところでいうと、長野の佐久市では総合文化会館、全く庁舎ではないのだけれども、総合文化会館をめぐって住民投票が行われるとか、ご案内だと思うけれども、鳥取市あるいは壱岐市だとか対馬市だとか屋久島町でも庁舎をめぐっての、最近合併特例債の末期に来たものだから、全国各地で庁舎問題どうするかということで佐渡市と同じように言っているところもあるわけなのだけれども、そういう意味でいうとやっぱり混乱をさせないようにすることが私ひとつ必要ではないかというふうに思うのだが、その制度設計の上で規則とか、そういったものはどのようになっていますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊裕次君） 制度設計のお話ですけれども、今回の提案しました条例案につきましては、市民から提案をされたものをそのまま私どもで意図的に加工等はしないで提出をしております。それは、先ほども申し上げましたとおり、やはりこの内容で署名を集めてきているということの重大性を鑑みて必要以上に修正はすべきでないだろうということでそのまま提案しております。ただ、成立要件としましては、今ほど議員ご指摘のとおり、投票率が低かった場合どうするかとか、いろんな問題がありますので、全国的に見るとやはりその成立要件を例えば2分の1とか10分の4とか設定をしたり、あるいは全体の得票数で設定したりとかというようなところもあるようには聞いております。今回私どもとしては、この条例について先ほど市長が意見申し上げましたとおり、反対という立場で提案をしておりますので、成立した場合の成立要件については記載はしていないということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） まず1つ言いたいのは、合併特例債の関係でやれるかどうかの是非を問うということだから、そこは大きく審査の中でも問われる問題だろうとは思っているのだけれども、住民投票というものはしゃばのあり方からいうと私これは否定されるべきものではないと思うのです。有名な今井一さんの「住

民投票」という岩波新書から出ている本がありますが、例えば賛成、反対で誹謗中傷になるかと思ったらそうではなくて、住民がいろんなこと勉強して、政治を語って自分たちのまちを考える機会になっていたというの、あれだけ激しい住民投票でも。という指摘が出ていますが、そこで重要なのは、条例でいいますと第11条に情報の提供というのがありますよね。何言いたいかというと、もし仮にやるということになったら情報を提供しないとこれだめなのです。この間10カ所でやったとかと言うのだけれども、例えば私が見た佐久市あたりはそんなものではない。23回やったと書いてあるかな、やっぱり始まってから。その辺はやっぱり民主主義をどうつくっていくかというところで見ると、情報の提供はやっぱりこれ公平に、客観的にしっかりやれるようにしなければ、私仮にできたとする意味がないなというふうに思うのだけれども、あなた方はどのように考えているのかということを最後にお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

第11条の情報提供につきましては、当然投票率を上げていくためにやらなければいけないことであります。ただし、この情報の内容につきましては、慎重に対応すべきだというふうに思っております。住民投票がえてして恣意的な誘導にならないようにということも大前提でありますので、事実関係を淡々と述べるとか、あるいは住民投票を呼びかけるとか、そういった格好がまずベースになって必要な情報を提供するということになると思います。方法としましては、今回の条例案が施行日から30日以内という非常に短い設定になっておりますので、この間に全戸配布等のタイミングもありますので、そこでは当然チラシとして配布をしたいと思っておりますし、直前になりましたらまた新聞折り込み等でも可能な範囲やっていきたいというふうに思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 私は一般質問でも申し上げましたが、民主主義というのは時間と金がかかる。もしそれがなければ、総理大臣の解散権も拘束してしまえばいいし、議員、市長の任期も10年もすれば選挙やらなくても済む。しかし、そうではないでしょうと。

そういうことで、さっきの市長の提案理由の説明の中に無駄という文言があったけれども、これは決して言うてはならない言葉だと思うのですが、その無駄ということならば従来の方針で、従ってやってきた基本設計とか、土地の買い入れとか、それだって無駄になる。その無駄がどうだ、こうだというのはなくて、もっと冷静に地に足をつけて本当に若い人たちが将来の佐渡のために今何をしておくべきかということをそれぞれの立場が冷静に市民にお話をして判断をいただく、これが私は正しい姿勢だと思うのだけれども、総務課長、あなたが下書きしたと思うけれども、その無駄という文言はどういう意味なのだ。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

原稿のほうは、中の話になりますが、担当課のほうで記載しております。今回の無駄という、ちょっと言葉が適切でなかったかもしれませんが、今回の部分につきましては合併特例債を財源とする本庁舎建設に賛成か反対かという、単純に庁舎整備の建設に賛否ではなく、合併特例債というものが冠につ

いております。そうしますと、先ほどの29カ月というところも期限がぎりぎり超しているというところもありまして、これはもう間に合わないというところでそのような表記になったということで、表現としてちょっときつかったかもしれません。その辺はおわびしたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） きょう同僚の議員からの一般質問もありましたが、やっぱり民主主義というものを基本とするならば、基本的に時間と金がかかるのはこれはやむを得ない。最終的には市民の判断に従う、これが私たちの議会でもあり、執行部でもあるのです。だから、ここまで来た責任は市長にもある。従来どおりやっておれば、住民投票条例なんかやらなくてもよかったですらうと思う。そういう意味で、この市長のきょうの提案は肅々と公平に、先ほど同僚議員の質問もありましたように、最後は住民が決めるのだ、市民が決めるのだという姿勢で考えてもらいたいと思うし、やるべきだと思うけれども、もう一度無駄という原稿を書いた総務課長の説明を求める。

○議長（岩崎隆寿君） 渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊裕次君） ご説明します。

原稿については誰が書いたというのでなくて、市として記載をしているものでございます。表現については、先ほど申し上げましたとおり、合併特例債を財源とするというところがあるものですから、期限にも間に合わないということで、その期限の間に合わないものに対して3,000万円程度のお金を費やすということが非常に経費の無駄になるのではないかという感覚から記載をしたものでございます。表現については適切でなかったかもしれませんが、そういう趣旨で記載をさせていただきました。

○議長（岩崎隆寿君） 渡辺慎一君。

○9番（渡辺慎一君） 幾つも質問するのではなくて、1つだけ質問させていただきたいのですが、今の同僚議員と似ております。市長の意見の中に、間に合うかどうか、間に合わない、その部分と、それから経費のことを、3,000万円ほどかかるということを言われました。直接請求というのは住民の数少ない、市長の選挙、我々議員の選挙、それからこういう住民投票の行使できる数少ない権利の一つであるのです。それをこれからでは間に合わないのだとか、それから経費が3,000万円ほどかかるのだからやっても無駄なのだというようなことを私は言うてはいけないと思うのです。市長に一言だけ聞きたい。これでおしまいにしますので、これは私はこれを、先ほどのような意見をつけたということは民主主義の否定になるのではないかと思うのですけれども、その辺のところひとつお聞かせください。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 答弁させていただきます。

民主主義の否定をするつもりもございませんし、住民投票そのものを一切否定しているものではございません。あくまでも今回添えさせていただいた意見は、あの住民投票請求の内容、合併特例債を活用しての庁舎建設に賛成あるいは反対かというあの請求内容に対して、工期、スケジュールの問題含めてあの請求のそのものの合併特例債を前提にした請求でありましたので、それに対して期限も含めた意見をつけさせていただいたということでございまして、住民投票そのものを、民意を無視しているとか、そういうものとは違うと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 渡辺慎一君。

○9番（渡辺慎一君） ということになれば、民意を問うのために堂々とやればいい。

以上、答弁要らないです。

○議長（岩崎隆寿君） 中川隆一君。

○14番（中川隆一君） それでは、私もわかりやすく簡単に。ということは、今までのやりとり聞いていますと、合併特例債を財源とするということは、基本的にはもう、時間的なことを言えばもう物理的に無理ですよということであれば、今回諮問型であろうと、拘束型であろうと、どちらであろうと、結果がまたどうであろうと、そのことが尊重しても反映されることはないのだと。ということは、合併特例債を使って建てるべしですよという市民のお答えが出たとしても、もう実際物理的に合併特例債を財源にしてやることはできないのだから、それでは建ちませんよということであれば、結局3,000万円かけて住民投票をやっていただいても、どちらの結果が出たとしても基本的には反映をされないという考え方でよろしいですね。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 住民投票が実際施行された結果について、申しわけありませんが、この場で予断を持ったコメントは差し控えさせていただきます。あくまでも私自身の立場から、9月議会までも議員の皆さんにも説明させていただいたとおり、スケジュール的な部分はもうデッドラインを超えている。この部分で私が時間稼ぎで延ばしたのではないかというような批判については、いろんな意見あると思うので、それは甘んじて受ける分もございます。それとは別に、私としましてはこのスケジュールのもう限度を、デッドラインを超えている中で、実際に住民投票を議会が議決して、その上で住民投票が行われたとします。ただ、その結果については、私は予断あるので、絶対コメントは差し控えますが、私自身今回反対意見を述べさせていただいたのは、あくまでも今回の住民投票によって万が一完成建設期間が遅れて、もともと遅れると言わせていただいているのですが、その遅れたことによって全額自主財源になってしまうこのリスクは、私はとても負えないという判断をしての意見づけでございます。

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） 今までの質疑、それから市長のコメントを聞いておりますと、やはり住民の直接請求という住民側にとっては非常にハードルの高いものなのです。ですから、この請求が出てきたということは重く受けとめて対応するという市長のコメントはこれでいいと思うのです。ところが、いろいろの今の説明の中に、提案の理由の説明の中に、今あったようにお金の問題だとかいろいろ出てくるそこに対して皆さんが違和感を持っているのです。ですから、市長は住民側の意思をしっかり受けとめて、時間もお金もかかるけれども、ここのところは民主主義という中で対応しますよと、住民の意思を最大限尊重しますで私はいいと思うのです。こういう結果を招いたのも、結果は、先ほど一般質問にもありましたけれども、市長の判断ミスからも出ているのです。これはトップダウンでやったと言った。そういう結果、住民側が直接請求をしなければならぬというハードルの高い動きをしなければならぬことを誘発したことは間違いない。だとすれば、住民側の意思を最大限尊重して対応しますで私は全てよかったと思う。あとは議

会側の判断にお任せしますでよかったと思うのだけれども、後のところの問題が今のような発言につながっているのだと思うのです。ですから、私は市長に答弁を求めませんけれども、このところについてはしっかり、ちゃんと議会側としてどうするのかお任せしますよで私はよかった。いや、あるなら言ってください。コメントがあるならどうぞ。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） この直接請求の署名運動、集まった数も含めて重く受けとめておる、それも含めて粛々とルールどおりに議会に上程させていただいたということでございます。ただ、この議案上程で住民投票条例の上程につきましては、私のほうの上程する側の立場からも別途意見を添えることができるという条件がついておりますので、その中で私自身が説明会と議会の中でも説明させていただいた部分を意見としてつけさせていただいたものであって、住民の皆様の意思を無視するためにつけたということではなくて、そこに添付する意見というのは私自身の考え方を添えるものということでご理解願いたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） できるからつけましたと。市長の意見は、まだ述べる場面があるのです。ですから、私はそのほうがよかったのだらうなと思うのです。

それから、私は一般質問のときも言いましたけれども、市長は子育て支援に使いたいと言いました、予算を。だったら、その政策をきちっとやっぱり示すべきです。それは責任というものです。しかし、そこまで私は今回は言わない、そのつもりで市長にコメントを求めないと思っていたけれども、市長がそこまで言うなら、あなたが提案するならきちっと政策をつけてください。そうしなければ無責任というものです。ですから、私はこの場ではこれ以上の議論をしたくない。だけれども、住民の思いというものはしっかり受けとめて対応すると、私はこの姿勢だけで十分だと思うのです。ですから、その部分が皆さん違和感を持っているのだということだけつけ添えておきます。

○議長（岩崎隆寿君） 大森幸平君。

○11番（大森幸平君） 基本設計もお金がかかっているはずですよ。おおよそ2,500万円と聞いておる説明あるかと思うのですが、これ庁舎整備主幹間違いですか。基本設計幾らお金かかっていますか。

○議長（岩崎隆寿君） 大森議員に申し上げます。条例のことでご質問をお願いします。

○11番（大森幸平君） 済みません。今、条例を説明するときにこれからやると幾ら幾らかかると言いましたが、基本設計では二千何百万円かかっています。これは無駄金になりますがという説明がついていません。そういった意味で幾らかかったか、お聞かせください。

○議長（岩崎隆寿君） 大森議員に申し上げます。条例の提案ですので、条例の中身についてご質問ください。

○11番（大森幸平君） だから、説明の中でこれからそれをやると三千何百万円かかります、それが無駄という説明をしました。しかるに基本設計等でかなりの金がかかっているはずですよ。なぜそれを無駄と説明しないのですか。そこを説明してくださいと。

○議長（岩崎隆寿君） 暫時休憩します。

午後 3時41分 休憩

午後 3時42分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

説明を許します。

猪股庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（猪股雄司君） ご説明いたします。

基本設計は、2,138万4,000円でございます。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第169号についての質疑を終結いたします。

本案は、地方自治法第74条第1項の規定による条例制定請求に基づく議案であり、本案の審議に当たっては同条第4項の規定により、条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えることとされております。

お諮りいたします。本案の条例制定請求代表者の意見陳述について、この後本日の本会議においてその代表者から20分以内で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、条例制定請求代表者の意見陳述については、この後本日の本会議においてその代表者から20分以内で行うことに決しました。

ここで、地方自治法施行令に基づく手続を行うため、暫時休憩いたします。

午後 3時43分 休憩

午後 3時53分 再開

〔条例制定請求代表者 山口秀明君入場〕

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

これより条例制定請求代表者の意見陳述を行います。

意見陳述者は、山口秀明君であります。

なお、意見陳述者から陳述に当たり資料配付の申し出があります。議長においてこれを許可いたしましたので、ご報告します。

この際、意見陳述者に申し上げます。意見陳述時間は20分以内と決定しておりますので、お守りくださるようお願いいたします。

それでは、山口秀明君の発言を許します。

〔条例制定請求代表者 山口秀明君登壇〕

○条例制定請求代表者（山口秀明君） 私は、横山の山口と申します。佐渡雑草の会の代表ではありませんが、選挙管理委員会に請求者として登録したものですから、私より一言意見を述べさせていただきます。

先般、魚沼市市長選挙がありました。庁舎問題が大きな争点になりました。片や複合施設を盛り込んだ50億円の建設、片やシンプルな庁舎の30億円の建設でした。結果は、200票差でシンプルな庁舎の勝利でした。もちろんそれだけが争点ではないと思いますが、ほぼ二分した結果でした。佐渡市の市長選挙はどうであったか。新庁舎を建てる、建てないが争点であったかといえば、三浦市長も言っておりますが、そうではなく、「30億円は高過ぎる。華美な部分や無駄がないかを見直したい」とのことでした。ちなみに魚沼市の人口は3万7,000人で、30億円の庁舎です。

私は、6月議会にどのような考えを持っておられるのか、一般質問を録画し、見させてもらいました。多くの議員さんが新庁舎問題をいろんな角度から取り上げておられまして、大変勉強になり、重要性を感じました。市長の答弁は、「予断なく、華美な部分と無駄がないかを9月議会までに精査する」との繰り返しでありました。その後、私なりに勉強もしました。防災拠点の司令塔であること、分庁で毎年1,600万円の無駄がなくなること等です。ことしの3月議会で可決した案を多少の減額で済むのであらうと思っておりました。

ところが、8月3日付の新聞にB案なるものが報道されました。新庁舎は1億9,000万円の減額で、現庁舎はすぐに壊すとのこと。分庁は解消されず、1,600万円の無駄は残るのかと思いました。知り合いの議員に尋ねると、A案がベストでB案はお粗末との意見でした。これから議論が始まると信じておりました。その後、2度ほどの話し合いがあったと聞きました。

そして、9月2日付の新聞に建設中止の報道がされたのです。驚きました。しかも、これが最終案とのこと。報道でしか知らされない市民はどうすればよいのでしょうか。9月議会に託すしかないとの思いで行方を見ていました。連合審査会の様子を見ながら、何があっても市長は考えを変えるという答弁はありませんでした。議会決議の結果、建設賛成が多数で可決したのですが、市長のインタビューは「真摯に受けとめるが、案を変えるつもりはない」と明言したのです。二元代表制は一体何なのだろうと怒りを覚えました。

そして、10月7日には、建設中止の説明会の回覧が来ました。何のための説明会か。市民に説明をしたという事実のためか。1会場に1,000人来て1万人。それでも全市民にはほど遠い。市長は公約に市民は株主であると明言しているが、明らかに市民不在であるし、議員も市民が選んだわけで、二元代表制を無視している。

そんな話を友人と話しているうちに自然と仲間が集まり、直接請求しかないとなったのです。ただ、反対が多かったらどうしようという意見もありましたが、市民が決めたなら将来に禍根を残すことにはならないという結論になりました。すぐに行動を起こしました。素人での準備には苦勞しましたが、署名集めまでこぎつけました。1,004名をクリアしましたが、勢いはとまらず、2,700名近くまで集めることができました。

説明会にも参加しました。私たちが疑問に思うことを尋ねました。資料をつくり、会場前で配りました。その説明会に参加した人数は470名、人口の0.1%です。直接請求がなければそれで終了です。それでよいのでしょうか。

その質問の中に、合併特例債には間に合わないと言われました。住民投票の前提が崩れてしまう。市役所の財務課や設計の専門家、建設業者、基本設計をした業者や総務省まで連絡を取りました。今回の署名

簿を市長に提出した際も、インタビューで「合併特例債には間に合わない住民投票にお金を使うのはもったいない」と言っております。結論からいえば全くのナンセンスです。総務省も言っておりますが、平成31年3月31日までに完成すればよい話です。自慢げに間に合わないなんて言わないでほしい。

選挙チラシに書かれてもいない思いつきの公約で佐渡市をどれだけ混乱させましたか。計画どおりなら既に着工は始まっています。合併特例債で建てると言った相川の幼稚園は、場所さえ決まっています。説明会では、相川の話さえしなくなったではありませんか。それと、両津支所はまだコンセプトも決まっています。基本設計さえできていません。尻に火がついた状態ではありませんか。

もし住民投票で建設賛成が多ければ、間に合わせるために計画を変更しても建てればよいのです。佐渡の建設業界の知恵を絞れば必ずできます。反対が多ければ、34年間庁舎がもつのか、専門家に依頼してきちんとした金額を市民に示して、金額がかさむけれども、納得してもらうしかありません。どうか将来の子供たちに誇れる選択をお願いしたいと思います。

以上、私からの意見でした。

〔傍聴者より拍手あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 静粛をお願いします。

以上で条例制定請求代表者の意見陳述は終わります。

意見陳述者は、ここで退場してください。ご苦労さまでございました。

〔条例制定請求代表者 山口秀明君退場〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいま議題となっております議案第169号については、お手元に配付してあります委員会追加付託表（その1）のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

ここで、10分間休憩します。

午後 4時02分 休憩

午後 4時08分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

日程第3 議案第164号から議案第168号まで、議案第170号から議案第180号まで

○議長（岩崎隆寿君） 日程第3、議案第164号から議案第168号まで及び議案第170号から議案第180号までを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、まず議案第164号から議案第166号までは関連した議案でありますので、一括してご説明いたします。議案第164号 佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第165号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第166号 佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の

一部を改正する条例の制定について、以上 3 議案は、本年の特別職の国家公務員の給与に係る法律改正を踏まえ、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当に関して関係する条例の一部を改正するものであります。主な改正内容は、期末手当の支給月数を0.1月引き上げるものでございます。

続きまして、議案第167号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本年の新潟県人事委員会勧告に基づき全給料表を改定し、平均0.2%引き上げ、勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げることなど所要の改正を行うものであります。

続きまして、議案第168号 佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて地方公務員の育児支援、介護支援に係る規定の法改正が行われたため、条例の一部を改定するものであります。

続きまして、議案第170号 旧佐渡会館解体工事請負契約の締結について。本案は、旧佐渡会館解体工事については、11月29日に執行した入札の落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第171号 両津支所解体工事請負契約の締結について。本案は、両津支所解体工事について11月29日に執行した入札の落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第172号 平成28年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ6,678万5,000円を追加するものです。補正内容は、国から交付内示を受けた地方創生推進交付金を予算計上するほか、地方交付税の増額計上、歳出では佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例を施行することになった場合に執行する住民投票に係る経費に3,078万円を予算計上するほか、新潟県人事委員会勧告等に伴う人件費の補正を予算計上するものです。

続きまして、議案第173号から議案第180号につきましては、一括してご説明いたします。議案第173号 平成28年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、既定の歳入歳出の予算額に33万2,000円の追加、議案第174号 平成28年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については20万1,000円の追加、議案第175号 平成28年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）については38万9,000円の追加、議案第176号 平成28年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）については45万7,000円の追加、議案第177号 平成28年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）については154万3,000円の追加、議案第178号 平成28年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）については406万4,000円の追加、議案第179号 平成28年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）については収益的収支において支出を145万1,000円の減額、議案第180号 平成28年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）については収益的収支において支出を60万5,000円の追加、資本的収支において支出を11万2,000円追加するものです。以上、8議案の主な補正内容としましては、新潟県人事委員会勧告に伴う人件費を増額するものでありますが、すこやか両津特別会計と病院事業会計については人事異動等に伴う人件費の補正も行うものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩崎隆寿君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第164号 佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついでに質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 黙っておくわけにはいかないのですが、議案第164号から166号まで、職員のも入っていますが、議員と特別職の報酬の期末手当分を上げるということなのだけれども、しゃばの感覚でいうと不景気でどうしようもないという中でどういった人事院勧告があったのか、もうちょっと詳しく教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊裕次君） ご説明します。

平成28年の人事院勧告につきましては、民間給与との格差を埋めるために俸給表の水準の引き上げ、ボーナスの引き上げということで、先ほどのボーナスの引き上げにつきましては0.1月分民間の支給状況を踏まえて勤勉手当に配分というものが一般職でございます。特別職の職員の給与に関する法律も一部改正されまして、この中で特別職の国家公務員の給与についても一般職の国家公務員の給与改定に準じ行こうというふうになっておりますので、今回の改定をお願いしているものでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） つまり何言いたいかというと、地域の実情において例えば特別職だとか、本当は議案第165号でやろうかと思ったのだけれども、これ嫌みになるので議案第164号のところでやっているのですが、周りの状況に合わせた人事院勧告なわけです。ところが、実感として本当によろしくない中で上げるのはいかなるものかということで、どうしてもこの公務員だけ上がるというのは私わからないのだけれども、そこがわかるようにもうちょっと教えてもらえますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊裕次君） お答えします。

今回議会議員につきましても議員報酬及び費用弁償等に関する条例ということになりますが、いわゆる議員報酬、政務活動費等については、特別職の報酬審議会の答申を踏まえて改正等があれば提案をすることにしておりますが、今回はその部分は全く提案をしておりません。今回上程させていただきましたのは、人事院勧告に基づく期末手当の改定ということで、人事院勧告に準拠し、改定をするというものであります。この民間0.1カ月の増という部分が、今市民感覚どうかというご指摘だと思いますけれども、あくまで人事院勧告は民間給与をベースに、民間に準拠することを目的に設定されておりますので、これは国務大臣、国会議員も含めて全て適用しているものでございますので、議会議員、それから市長、副市長等の特別職においても人事院勧告に基づいて提案をさせていただいております。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第164号についての質疑を終結いたします。

議案第165号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を

許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第165号についての質疑を終結いたします。

議案第166号 佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第166号についての質疑を終結いたします。

議案第167号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） この条例の中で、今回55歳の職員の昇給に関しては勤務成績が特に良好でありという場合の昇給がここに提案されています。この特に良好であるという評価は、どのように行うのでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊裕次君） ご説明します。

今回人事院勧告、これは既に勧告されているものでありますが、55歳を超える職員について通常の成績では昇給せず、特に極めて良好あるいは特に良好の場合に号給数を制限して昇給させるという規定になっています。この評価につきましては、人事評価制度、これに基づいて評価をして、A、B、C、Dというものがありますので、その評価の中でAとかBとかというものについて号給を今よりも抑制しながら昇給させると。通常の成績では昇給しないというのが勧告の内容になっております。

○議長（岩崎隆寿君） 荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） こうやって公務員はどこもこの55歳以上の昇給に関して同じように人事院勧告で言われていますが、これを公務員がやるということはこの佐渡島内の民間の企業への影響もあるということはどう考えておられるのか。例えばもし悪意があれば、いやいや、お前55歳過ぎて特に良好でも何でもないよと、会社の経営がよくないということが実は背景にありながら、こういうはっきりしない基準をもって特に良好かどうかと、こういうものを基準にして昇給決めるというこの提案は危険ではないかと。この民間企業への影響をどう考えておられるのか、聞かせてください。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

人事評価制度については、これはやらなければいけないということになっておりますけれども、ただやり方がいろいろあります。これまでは佐渡市におきましても上司が部下を評価するということで、その業務の内容からちょっと逸脱したような人間関係的なものの評価があつては困るということで、それは研

修の中でいろいろ是正をしてきたところでございますけれども、今回からまず自己申告、それから上司から部下だけではなく、上司も部下から評価を受けるとか、同僚からも受けるというようなことでより多面的に評価をしていくというような形で、評価の方法についてはより多面的、客観的な要素で評価をしていきたいというような形で今変更しております。

民間への影響という部分につきましては、どういう影響あるかというのちょっと私ここで何とも申し上げられませんが、これは公務員職場の全体の問題として国、県、市ということで全部こういうふうに進んで進んでおりますので、問題はその評価をいかに適正にやっていくかというところをどう担保するかということだというふうに考えております。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第167号についての質疑を終結いたします。

議案第168号 佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐渡市職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第168号についての質疑を終結いたします。

議案第170号 旧佐渡会館解体工事請負契約の締結についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 相川の温泉絡みでガイダンス施設をここに建てることのためにこれ壊すことなのだというふうに思うのですが、合併特例債使ってやるのだらうと思うのですが、その辺がどうなのかが1点。

それと、全体像を教えてください。相川温泉も廃止するというのがあなた方の考えのようだけれども、例えば小学校のプールの問題があるから相川温泉だけ壊すのは1年遅くしているとか、そういったような全体像がどうなっているのか、教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

合併特例債の対象かということですが、合併特例債の対象事業になります。私からは以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

猪股庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（猪股雄司君） ご説明をいたします。

佐渡会館の解体につきましては工期約1年でやりますが、その後に今ガイダンスのほうを計画をしているということでございます。ワイドブルーあいかわについては、私のほうからはちょっと申し上げることはございません。

○議長（岩崎隆寿君） それでは、質疑を続けていただきたいと思います。

〔「いやいや、全体像の答弁がないじゃない」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 案件は、佐渡会館の解体工事の請負契約の締結についての案件であります。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 大体余程言うけれども、全体像があって当たり前の話ではないですか。合併特例債使ってやるというのだったら相川温泉も一緒に壊して、相川温泉壊すのも合併特例債、それ一体でしょう。それは一般財源で壊すのか、どうするのか。それと、プールの問題も出ているから1年間延ばすのではないかというのも当たり前ではないですか。そのぐらいのことが答えられなくてどうするのですか。議長は契約案件だけだと言うけれども、そんなこと言ったら議会の審議なんか要らないではないですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

源田行政改革課長。

○行政改革課長（源田俊夫君） 相川温泉の関係について申し上げますが、先般ご説明させていただいたとおり、廃止を前提として考えておりますけれども、買い受け希望があれば、今お待ちしているという状態でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） これでおきますけれども、そんなもめるような話ではなくて、ちょっと相川温泉廃止するときも同じような合併特例債でやるという、この一体の合併特例債でやるということがどういうことになっているのですか、財務課長。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

今のところガイダンス施設の解体と建設については合併特例債事業の対象で考えていますが、ワイドブルーあいかわについては廃止という方針はあるのですが、いつ解体するかちょっとまだはっきりしていないので、合併特例債の対象になるかどうかというのはちょっと今のところわかりません。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第170号についての質疑を終結いたします。

議案第171号 両津支所解体工事請負契約の締結についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第171号についての質疑を終結いたします。

議案第172号 平成28年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）についての質疑を許します。

質疑は、歳入歳出一括でお願いいたします。質疑ありませんか。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 地方創生推進交付金の関係で、昨年と同じように冬紀行をやるというのですよね。だと思っただけけれども、昨年の1人当たり平均だと1万7,000円だか2万円くれて佐渡に来ていただくということだったのだけれども、具体的にはこれ冬紀行に一体幾ら入れるのかも含めて、中身も教えてくだ

さい。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

今回の本予算につきましては、従前ご説明してきたとおり、地方創生推進交付金、DMOの関係と農業の関係、高品質の取り組みということで2本国から認められておりました。追加の方針が国から示されまして、今回地方創生推進交付金として3本目、申請の段階で議会にはご説明いたしたところでございますが、“歴史と文化が薫る島 佐渡”体験プロジェクトということで、奉行所、博物館等を含めまして体験整備、そういうものに対して地方創生推進交付金がついたものでございます。本予算では、観光のほうでは対応しておりません。

〔「冬紀行はないの」と呼ぶ者あり〕

○総合政策課長（渡辺竜五君） 冬紀行は、今回の予算ではございません。

○議長（岩崎隆寿君） 荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 今回の住民投票費について先ほど3,078万円とありましたけれども、この住民投票の前に合併特例債を財源とする本庁舎建設とは一体何なのかということについて、佐渡市が情報を正確に提供するというをしなければいけないですが、これどういう方法で行うつもりでいらっしゃいますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊裕次君） さきの質疑でもありましたけれども、情報提供ということが大事でありますので、この印刷資本費の中でチラシ等を作成をして、30日以内と非常に短い期間ではありますけれども、まずは嘱託員にお願いして全戸配布を1回はやりたいと思っております。それから、期間が短いために直前になりまして再度嘱託員配布のいとまがありませんので、新聞折り込み等で最低2回はやりたいなというふうに思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 先ほどから民主主義ということがとても重要だというやりとりをしています。わからないままで投票はできない、これがもうはっきりしている。中身がわかって初めてどっちにしようかと決められるわけですが、今回のこの合併特例債とは一体何なのかというのは、いまだに市民の中ではこれだけ何カ月もやってもはっきりしないのです。はっきりしないというより、理解がなかなかしてもらいにくい。これをチラシと、それから新聞の折り込みと。新聞はとっている方だったら読むかもしれませんが、結果的にはチラシしかチャンスがない方がいらっしゃるかもしれない。それから、内容が読んだあげくやっぱり難しかったら聞きたいなと思うのです。私はやはりその民主主義のためをしっかりとさせるためには、わかるということを大事にする。それなら説明会、説明会までのものでなくても、とにかく質問をしたかったらそれに応答するというようなことまできちんと用意をしなかったら、これやっぱり中身がわかって、さあ、投票に行こうということにならないと、結びつかないと思うのです。3,000万円もこれ使うのであればやっぱり中身がわかるようにする必要があると思うのですが、もっと説明会開くなり、質疑応答ができるような場所というのは検討されているのでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊裕次君） ご説明します。

期間が短い中で、地域に入って説明会というものは開催するつもりはございません。といいますのは、市が開催するということになりますとそれはやはり市の立場ということが出てきますので、今回住民投票というものはあくまで公正でなければいけないということで、恣意的あるいは誘導的な説明をすべきでないというところから、地域での説明会という市が主催するものは今予定しておりません。ただ、合併特例債というようなものがどういうものかとか、今回のキーになる合併特例債を財源としたという部分についての説明はしっかりチラシの中でしたいというふうに思っております。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第172号についての質疑を終結いたします。

議案第173号 平成28年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第173号についての質疑を終結いたします。

議案第174号 平成28年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第174号についての質疑を終結いたします。

議案第175号 平成28年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第175号についての質疑を終結いたします。

議案第176号 平成28年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第176号についての質疑を終結いたします。

議案第177号 平成28年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第177号についての質疑を終結いたします。

議案第178号 平成28年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第178号についての質疑を終結いたします。

議案第179号 平成28年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第179号についての質疑を終結いたします。

議案第180号 平成28年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第180号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第164号から議案第168号まで及び議案第170号から議案第180号までについては、お手元に配付してあります委員会追加付託表（その2）のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第4 特定有人国境離島運賃低廉化検討特別委員会の報告

○議長（岩崎隆寿君） 日程第4、特定有人国境離島運賃低廉化検討特別委員会の報告を行います。

特定有人国境離島運賃低廉化検討特別委員会に付託した事件について特別委員長の報告を求めます。

特定有人国境離島運賃低廉化検討特別委員長、祝優雄君。

〔特定有人国境離島運賃低廉化検討特別委員長 祝 優雄君登壇〕

○特定有人国境離島運賃低廉化検討特別委員長（祝 優雄君） 特定有人国境離島運賃低廉化検討特別委員会審査報告を申し上げます。

本委員会に付託された事件について、会議規則第109条の規定により、次のとおり報告します。

本委員会は、平成28年12月2日に設置され、住民向け航路運賃の低廉化に関することについて審査を行った。

1、離島を取り巻く状況について。離島市町村は、厳しい自然的、社会的条件のもと、医療や福祉、教育等あらゆる面において本土との間に大きな格差が生じている。さらに、人口減少や高齢化に歯止めがかからず、過疎化が進行するとともに、基幹産業である農林水産業は停滞するなど、離島をめぐる現状は依然として厳しい状況にある。

一方、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の開発利用、自然環境の保全等の面で離島市

町村の果たす国家的役割はますます重要になってきている。

このような現状と重要性を踏まえ、離島市町村が自立的発展を促進し、地域社会の維持を図るためには、特定有人国境離島の住民等に係る航路運賃の低廉化が必要不可欠である。

よって、平成28年4月20日に成立した有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法における地域社会維持推進交付金（仮称）に係る島民航路運賃低廉化事業支援施策の検討に当たり、次のとおり国に対し強く要望すべきである。

2、要望すべき事項。（1）、島民航路運賃低廉化事業に係る地方負担の軽減について。逼迫する離島自治体の財政状況に鑑み地方負担を軽減すること。

（2）、島民航路運賃低廉化事業に係る交付対象経費について。本市が独自に行っている船舶建造費支援を原資とする島民航路運賃還元割引についても交付対象経費とすること。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で特定有人国境離島運賃低廉化検討特別委員会の報告は終わりました。

お諮りいたします。特定有人国境離島運賃低廉化検討特別委員会は本日をもって廃止することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、特定有人国境離島運賃低廉化検討特別委員会は本日をもって廃止することに決定いたしました。

日程第5 発議案第12号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第5、発議案第12号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

祝優雄君。

〔19番 祝 優雄君登壇〕

○19番（祝 優雄君）

発議案第12号

特定有人国境離島の住民等に係る航路運賃低廉化事業に関する意見書の提出について
上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年12月12日

佐渡市議会議長 岩 崎 隆 寿 様

提出者	佐渡市議会議員	祝	優 雄
賛成者	〃	大 森	幸 平
	〃	近 藤	和 義
	〃	佐 藤	孝
	〃	中 川	隆 一
	〃	中 川	直 美
	〃	高 野	庄 嗣

” 駒 形 信 雄
” 山 田 伸 之
” 宇 治 沙耶花

特定有人国境離島の住民等に係る航路運賃低廉化事業に関する意見書

離島市町村は、厳しい自然的、社会的条件の下、医療や福祉、教育等あらゆる面において本土との間に大きな格差が生じている。さらに、人口減少や高齢化に歯止めがかからず、過疎化が進行するとともに、基幹産業である農林水産業は停滞するなど、離島をめぐる現状は依然として厳しい状況にある。

一方、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の開発利用、自然環境の保全等の面で離島市町村の果たす国家的役割はますます重要になってきている。

このような現状と重要性を踏まえ、離島市町村が自立的発展を促進し、地域社会の維持を図るためには、特定有人国境離島の住民等に係る航路運賃の低廉化が必要不可欠である。

よって、国においては、平成28年4月20日に成立した有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法における地域社会維持推進交付金（仮称）に係る島民航路運賃低廉化事業支援施策の検討にあたり、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 逼迫する離島自治体の財政状況に鑑み、島民航路運賃低廉化事業に係る地方負担を軽減すること
- 2 島民航路運賃低廉化事業に関し、本市が独自に行っている船舶建造費支援を原資とする島民航路運賃還元割引についても交付対象経費とすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

皆さん方のご理解を得て提出したいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） これより発議案第12号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（岩崎隆寿君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、12月15日木曜日午前10時から追加議案の上程を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4時45分 散会